



津山工業高等専門学校校報

第112号 平成18年10月5日発行

(平成18年4月1日～平成18年7月31日)

目 次

校内諸規則

校内諸規則

◎ 津山工業高等専門学校有識者懇話会規程（規程第1号）-----	3
◎ 津山工業高等専門学校教育課程検討特別委員会規程（規程第2号）-----	3
◎ 津山工業高等専門学校個人情報保護管理に関する規程（規程第3号）-----	4
◎ 津山工業高等専門学校内部組織規程の一部を改正する規程（規程第4号）-----	5
◎ 独立行政法人日本学生支援機構津山工業高等専門学校委員部規程を廃止する規程（規程第5号）	5
◎ 津山工業高等専門学校運営委員会規程等を廃止する規程（規程第6号）-----	6
◎ 津山工業高等専門学校人事推薦委員会規程の一部を改正する規程（規程第7号）-----	7
◎ 津山工業高等専門学校入学試験委員会規程の一部を改正する規程（規程第8号）-----	8
◎ 津山工業高等専門学校安全衛生委員会規程の一部を改正する規程（規程第9号）-----	9
◎ 津山工業高等専門学校放射線障害防止管理規程の一部を改正する規程（規程第10号）----	10
◎ 津山工業高等専門学校実習工場規程（規程第11号）-----	13
◎ 津山工業高等専門学校図書館規程の全部を改正する規程（規程第12号）-----	14
◎ 津山工業高等専門学校総合情報センター規程の全部を改正する規程（規程第13号）-----	14
◎ 津山工業高等専門学校教育研究支援センター規程の全部を改正する規程（規程第14号）--	16
◎ 津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程の全部を改正する規程（規程第15号）--	17
◎ 津山工業高等専門学校運営会議規程（規程第16号）-----	18
◎ 津山工業高等専門学校主事会議規程（規程第17号）-----	19
◎ 津山工業高等専門学校教務委員会規程（規程第18号）-----	20
◎ 津山工業高等専門学校学生生活委員会規程（規程第19号）-----	21
◎ 津山工業高等専門学校寮務委員会規程（規程第20号）-----	22
◎ 津山工業高等専門学校学術情報委員会規程（規程第21号）-----	23
◎ 津山工業高等専門学校外部評価点検委員会規程（規程第22号）-----	25
◎ 津山工業高等専門学校産学連携推進委員会規程（規程第23号）-----	26
◎ 津山工業高等専門学校教育研究支援委員会規程（規程第24号）-----	27
◎ 津山工業高等専門学校進路支援委員会規程（規程第25号）-----	28
◎ 津山工業高等専門学校福利厚生委員会規程（規程第26号）-----	29
◎ 津山工業高等専門学校防火対策委員会規程（規程第27号）-----	30
◎ 津山工業高等専門学校将来構想委員会規程（規程第28号）-----	30
◎ 津山工業高等専門学校教育システム検討委員会規程（規程第29号）-----	31
◎ 津山工業高等専門学校事務用電子計算機規程を廃止する規程（規程第30号）-----	32
◎ 津山工業高等専門学校における情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程（規程第31号）-	32
◎ 津山工業高等専門学校全学共同利用スペースに関する規程の一部を改正する規程（規程第32号）-	33
◎ 津山工業高等専門学校教育課程検討特別委員会規程の一部を改正する規程（規程第33号）--	36
◎ 津山工業高等専門学校内部組織規程の一部を改正する規程（規程第34号）-----	36
◎ 津山工業高等専門学校事務組織規程の全部を改正する規程（規程第35号）-----	37
◎ 津山工業高等専門学校教員会議規程の一部を改正する規程（規程第36号）-----	40

◎ 津山工業高等専門学校専攻科運営規程の一部を改正する規程（規程第37号）	41
◎ 津山工業高等専門学校有識者懇話会規程の一部を改正する規程（規程第38号）	41
◎ 津山工業高等専門学校放射線障害防止管理規程の一部を改正する規程（規程第39号）	42
◎ 津山工業高等専門学校公開講座規程の一部を改正する規程（規程第40号）	42
◎ 津山工業高等専門学校個人情報保護管理に関する規程の一部を改正する規程（規程第41号）	43
◎ 津山工業高等専門学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程（規程第43号）	42
◎ 津山工業高等専門学校不動産管理事務取扱規程の一部を改正する規程（規程第44号）	44
◎ 津山工業高等専門学校会計機関の補助者の指定に関する規程の一部を改正する規程（規程第45号）	45
◎ 津山工業高等専門学校出納員の任命等に関する規程の一部を改正する規程（規程第46号）	46
◎ 津山工業高等専門学校会計監査規程の一部を改正する規程（規程第47号）	47
◎ 津山工業高等専門学校体育館使用規程の一部を改正する規程（規程第48号）	47
◎ 津山工業高等専門学校武道館使用規程の一部を改正する規程（規程第49号）	48
◎ 津山工業高等専門学校水泳プール使用規程の一部を改正する規程（規程第50号）	48
◎ 津山工業高等専門学校環境委員会規程（規程第51号）	49
◎ 津山工業高等専門学校ものづくり工房規程（規程第52号）	50
◎ 津山工業高等専門学校図書館利用細則の一部を改正する細則（規則第1号）	51
◎ 津山工業高等専門学校国際交流委員会企画専門委員会内規等を廃止する規則（規則第2号）	52
◎ 津山工業高等専門学校学生準則の一部を改正する準則（規則第3号）	53
◎ 津山工業高等専門学校研修施設使用内規の一部を改正する内規（規則第4号）	54

人事異動	55
主要日誌	59
諸 報	60
○就業規則等の改正	60
○名誉教授称号授与	61
○平成18年度入学式	61
○平成18年度公開講座	62
○平成18年度科学研究費補助金	63
○受託研究	63
○共同研究	64
○寄附金	64
○人間ドック	65
○平成18年度リーダー研修	66
○新入寮生避難訓練	66
○指導寮生研修会	66
○リサイクル研修会（寮生）	66
○第53回美作地区高等学校総合体育大会	66
○平成18年度中国地区高等専門学校執行長会議	66
○米国ペンシルベニア・カレッジオブ・テクノロジー来校	66
○モンゴル国ウブールハンガイ県知事による本校視察	66
○北辰寮後援会・寮生会・寮務委員会の懇談会	67
○学生募集（専攻科推薦入試）	67
○学寮視察（和歌山高専）	67
○昭和38年度校校長会議	67
○第1回FD研修会	67
○学生募集（専攻科前期学力入試）	67
○奈良高専寮生の本校北辰寮訪問	68
○救急処置実技講習会	68
○第42回中国地区高等専門学校体育大会	68
○モンゴル国への視察・調査	69
○技術者倫理講演会	69
○夏期メカトロニクス技術研修会	69
○科学研究費補助金説明会	70

校内諸規則

津山工業高等専門学校規程第1号

津山工業高等専門学校有識者懇話会規程を次のように定める。

平成18年1月10日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校有識者懇話会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、時代の変化及び地域のニーズに即応し、効率的かつ効果的な学校運営を確保するため、有（以下「懇話会」識者懇話会という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 懇話会は、本校の教育研究活動、学生支援・指導、地域連携及び管理運営に関する事項について、校長の諮問に応じて審議し、助言又は勧告を行う。

(委員)

第3条 委員は、本校の教職員以外の者で、高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、校長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 懇話会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 懇話会に関する事務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年1月10日から施行する。

2 この規程施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

津山工業高等専門学校規程第2号

津山工業高等専門学校教育課程検討特別委員会規程を次のように定める。

平成18年1月31日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校教育課程検討特別委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、社会環境の変化を踏まえた教育課程を検討するため、津山

工業高等専門学校教育課程検討特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 教育課程に伴う進級、卒業等に関する事項
- (3) その他教育課程に関する必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、各号の委員は、互いに兼ねることができない。

- (1) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (2) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (3) 教務委員会から推薦された教員1人
- (4) 専攻科運営委員会から推薦された教員1人
- (5) 教育プログラム点検委員会から推薦された教員1人
- (6) その他校長が必要と認めた者

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、校長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（副委員長）

第5条 委員会に副委員長を置き、第3条第3号の委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（小委員会）

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（意見聴取）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年1月31日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

津山工業高等専門学校規程第3号

津山工業高等専門学校個人情報保護管理に関する規程を次のように定める。

平成18年1月31日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校個人情報保護管理に関する規程

（趣旨）

第1条 津山工業高等専門学校の保有する個人情報の適切な保護管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規

則第65号)によるほか、この規程の定めるところによる。

(管理体制)

第2条 各専門学科並びに一般科目の文科系及び理科系、専攻科、津山工業高等専門学校内部組織規程第10条に定める共同利用施設、事務部各課に、保護管理者及び保護担当者を置く。

2 保護管理者及び保護担当者は、それぞれ津山工業高等専門学校情報セキュリティポリシーに定める情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ担当者をもって充てる。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適切な管理に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月31日から施行する。

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 制定番号 | 規程第4号 |
| 2 | 規程の名称 | 津山工業高等専門学校内部組織規程の一部を改正する規程 |
| 3 | 制定年月日 | 平成18年2月28日 |
| 4 | 制定者 | 津山工業高等専門学校長 阿部武治 |
| 5 | 改正理由 | 学年主任について、規程の整備を図るため。 |

津山工業高等専門学校内部組織規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条～第7条 省略 (学年主任)	第1条～第7条 同左 (学年主任)
第8条 第1学年から第3学年の各学年に、当該学年の各学級を総括するため、学年主任を置く。 2 学年主任は、 <u>原則として</u> 当該学年の学級担任のうちから校長が命ずる。	第8条 第1学年から第3学年の各学年に、当該学年の各学級を総括するため、学年主任を置く。 2 学年主任は、 <u> </u> 当該学年の学級担任のうちから校長が命ずる。
第9条～第11条 省略 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	第9条～第11条 省略 <u> </u>

津山工業高等専門学校規程第5号

独立行政法人日本学生支援機構津山工業高等専門学校委員部規程を廃止する規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎独立行政法人日本学生支援機構津山工業高等専門学校委員部規程を廃止する規程

第1条 独立行政法人日本学生支援機構津山工業高等専門学校委員部規程（昭和42年規程第11号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第6号

津山工業高等専門学校運営委員会規程等を廃止する規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校運営委員会規程等を廃止する規程

第1条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 津山工業高等専門学校運営委員会規程（平成13年規程第1号）
- (2) 津山工業高等専門学校教務委員会規程（昭和44年規程第15号）
- (3) 津山工業高等専門学校学生生活委員会規程（昭和44年規程第16号）
- (4) 津山工業高等専門学校寮務委員会規程（昭和44年規程第14号）
- (5) 津山工業高等専門学校図書館運営委員会規程（昭和47年規程第8号）
- (6) 津山工業高等専門学校実習工場運営委員会規程（昭和53年規程第4号）
- (7) 津山工業高等専門学校教育研究支援センター運営委員会規程（平成13年規程第9号）
- (8) 津山工業高等専門学校将来構想委員会規程（平成13年規程第2号）
- (9) 津山工業高等専門学校教育プログラム点検委員会規程（平成13年規程第4号）
- (10) 津山工業高等専門学校教育システム検討特別委員会規程（平成11年規程第13号）
- (11) 津山工業高等専門学校単位審査委員会規程（平成12年規程第3号）
- (12) 津山工業高等専門学校自己評価委員会規程（平成4年規程第11号）
- (13) 津山工業高等専門学校情報化委員会規程（平成8年規程第1号）
- (14) 津山工業高等専門学校情報公開委員会規程（平成13年規程第4号）
- (15) 津山工業高等専門学校施設設定委員会規程（昭和61年規程第9号）
- (16) 津山工業高等専門学校防火対策委員会規程（昭和44年規程第4号）
- (17) 津山工業高等専門学校研究紀要編集委員会規程（平成6年規程第4号）
- (18) 津山工業高等専門学校知的財産委員会規程（平成16年規程第15号）
- (19) 津山工業高等専門学校施設設定小委員会規程（昭和61年規程第10号）
- (20) 津山工業高等専門学校進路支援委員会規程（平成元年規程第6号）
- (21) 津山工業高等専門学校同和教育委員会規程（昭和61年規程第1号）
- (22) 津山工業高等専門学校放射線障害防止委員会規程（昭和56年規程第2号）
- (23) 津山工業高等専門学校スペース・コラボレーション・システム事業推進委員会規程（平成11年規程第11号）
- (24) 津山工業高等専門学校教職員のレクリエーション委員会規程（昭和58年規程第5号）
- (25) 津山工業高等専門学校同和教育教職員研修委員会規程（昭和50年規程第2号）
- (26) 津山工業高等専門学校宿舍委員会規程（昭和46年規程第1号）
- (27) 津山工業高等専門学校福利厚生委員会規程（昭和48年規程第16号）
- (28) 津山工業高等専門学校国際交流委員会規程（平成16年規程第1号）
- (29) 津山工業高等専門学校広報委員会規程（平成16年規程第3号）
- (30) 津山工業高等専門学校学寮給食委員会規程（平成3年規程第7号）

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 1 制定番号 規程第7号
 2 規程の名称 津山工業高等専門学校人事推薦委員会規程の一部を改正する規程
 3 制定年月日 平成18年2月28日
 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
 5 改正理由 委員会組織の再編に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校人事推薦委員会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>津山工業高等専門学校</u>に、津山工業高等専門学校人事推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる<u>者</u>をもって組織する。</p> <p>(1) 校長 (2) 教務主事 (3) 当該学科の教授 若干名</p> <p>2 校長が必要と認めた<u>ときは</u>、関連学科の教授を委員とすることができる。</p> <p>(委員会)</p> <p>第4条 <u>校長は、委員会を招集し</u>、その議長となる。</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 委員会の事務は、<u>総務課において処理する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本校</u>に、津山工業高等専門学校人事推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる<u>委員</u>をもって構成する。</p> <p>(1) 校長 (2) 教務主事 (3) 当該学科の教授 若干名</p> <p>2 校長が必要と認めた<u>場合は</u>、関連学科の教授を委員とすることができる。</p> <p>(委員会)</p> <p>第4条 <u>委員会は、校長が招集し</u>、その議長となる。</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 委員会の事務は、<u>庶務課人事係が処理する。</u></p>

- 1 制定番号 規程第8号
 2 規程の名称 津山工業高等専門学校入学試験委員会規程の一部を改正する規程
 3 制定年月日 平成18年2月28日
 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
 5 改正理由 委員会組織の再編に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校入学試験委員会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校に、<u>入学選抜に関し総括するため、津山工業高等専門学校入学試験委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次の各号に掲げる事項を所掌する。</u></p> <p>(1) 学生の募集方針に関すること。 (2) 入学試験の実施方針に関すること。 (3) 入学者の選考方針に関すること。 (4) 入学候補者を決定すること。 (5) その他入学者の選抜に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって<u>組織する。ただし、第2号及び第3号の委員は、第4号の委員を兼ねることができる。</u></p> <p>(1) 校長 (2) 教務主事，学生主事，寮務主事及び教務主事補 (3) 学科主任 (4) 学力検査教科の代表各1人 (5) 事務部長及び学生課長</p> <p><u>(委員長及び副委員長)</u></p> <p>第4条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、校長をもって、副委員長は教務主事をもって充てる。</u></p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 <u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校に、<u>入学選抜に関し総括するため、入学試験委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次の事項を処理する。</u></p> <p>(1) 学生の募集方針に関すること。 (2) 入学試験の実施方針に関すること。 (3) 入学者の選考方針に関すること。 (4) 入学候補者を決定すること。 (5) その他入学者の選抜に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって<u>構成し、校長が任命する。ただし、第2号及び第3号の委員は、第4号の委員を兼ねることができる。</u></p> <p>(1) 校長 (2) 教務主事，学生主事，寮務主事及び教務主事補 (3) 学科主任 (4) 学力検査教科の代表各1名 (5) 事務部長及び学生課長</p> <p><u>(委員長)</u></p> <p>第4条 <u>委員会に委員長を置き、校長がこれに当たる。</u></p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(副委員長)</u></p> <p><u>第5条 委員会に副委員長を置き、教務主事をもって充てる。</u></p>

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第5条</u> 委員会が必要と認めるときは、関係委員会等に諮問し、又は関係職員の出席を求めてその意見を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p><u>(事務)</u></p> <p><u>第6条</u> 委員会の事務は、学生課において処理する。</p> <p>(選抜の実施)</p> <p><u>第7条</u> この規程に定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第6条</u> 委員会が必要と認めるときは、関係委員会等に諮問し、又は関係職員の出席を求めてその意見を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第7条</u> 委員会の事務は、学生課において処理する。</p> <p>(選抜の実施)</p> <p><u>第8条</u> この規程に定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

- 1 制定番号 規程第9号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校安全衛生委員会規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年2月28日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 委員会組織の再編に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校安全衛生委員会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 省 略</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 第3条第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(ワーキンググループ)</u></p> <p><u>第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。</u></p> <p><u>2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第7条</u> 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>	<p>第1条～第4条 同 左</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 第3条第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 _____委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(意見聴取)</p> <p><u>第6条</u> 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>

新	旧
<p>(事務)</p> <p><u>第8条</u> 委員会に関する事務は、<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条</u> この規程に定めるもののほか、委員会に<u>関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(事務)</p> <p><u>第7条</u> 委員会に関する事務は、<u>庶務課</u>において処理する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

- 1 制定番号 規程第10号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校放射線障害防止管理規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年2月28日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 委員会組織の再編に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校放射線障害防止管理規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(放射線取扱主任者)</p> <p><u>第2条</u> 本校に放射線取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を置く。</p> <p>2 取扱主任者は、放射線を発生させる装置(以下「放射線装置」という。)を使用する学科の教員のうちから校長が任命する。</p> <p>(取扱主任者の業務)</p> <p><u>第3条</u> 取扱主任者は、次の各号に掲げる業務を統轄する。</p> <p>(1) 放射線作業従事者(以下「作業従事者」という。)に対する教育及び作業管理</p> <p>(2) 放射線量率及び被ばく線量の測定</p>	<p>第1条 同左</p> <p><u>(放射線障害防止委員会)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するため、本校に放射線障害防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 委員会の組織及び運営等については、別に定める。</u></p> <p>(放射線取扱主任者)</p> <p><u>第3条</u> 本校に放射線取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を置く。</p> <p>2 取扱主任者は、放射線を発生させる装置(以下「放射線装置」という。)を使用する学科の教員のうちから校長が任命する。</p> <p>(取扱主任者の業務)</p> <p><u>第4条</u> 取扱主任者は、次の各号に掲げる業務を統轄する。</p> <p>(1) 放射線作業従事者(以下「作業従事者」という。)に対する教育及び作業管理</p> <p>(2) 放射線量率及び被ばく線量の測定</p>

新	旧
<p>(3) 放射線測定器具の保守及び管理</p> <p>(4) 異状事態に対する措置</p> <p>(5) 記録等の作成及び保管</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(放射線取扱副主任者)</p>	<p>(3) 放射線測定器具の保守及び管理</p> <p>(4) 異状事態に対する措置</p> <p>(5) 記録等の作成及び保管</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(放射線取扱副主任者)</p>
<p>第4条 放射線装置を使用する学科には、当該放射線装置ごとに、それぞれ放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置く。</p>	<p>第5条 放射線装置を使用する学科には、当該放射線装置ごとに、それぞれ放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置く。</p>
<p>2 前項の取扱副主任者は、当該放射線装置を使用する教員のうちから、校長が任命する。</p> <p>(取扱副主任者の業務)</p>	<p>2 前項の取扱副主任者は、当該放射線装置を使用する教員のうちから、校長が任命する。</p> <p>(取扱副主任者の業務)</p>
<p>第5条 取扱副主任者は、次の各号に掲げる業務を分掌する。</p>	<p>第6条 取扱副主任者は、次の各号に掲げる業務を分掌する。</p>
<p>(1) 部外者がみだりに使用施設内に立ち入ったり放射線装置に触れることのないように常時注意すること。</p>	<p>(1) 部外者がみだりに使用施設内に立ち入ったり放射線装置に触れることのないように常時注意すること。</p>
<p>(2) 放射線装置は、使用后直ちに点検し、施錠その他の方法により保管上の安全を守るための必要な措置を講ずること。</p>	<p>(2) 放射線装置は、使用后直ちに点検し、施錠その他の方法により保管上の安全を守るための必要な措置を講ずること。</p>
<p>(3) 放射線装置を使用中、装置周辺での放射線量率及び被ばく線量を測定し、記録を作成すること。</p>	<p>(3) 放射線装置を使用中、装置周辺での放射線量率及び被ばく線量を測定し、記録を作成すること。</p>
<p>(4) 前号の測定結果について、取扱主任者に報告すること。</p>	<p>(4) 前号の測定結果について、取扱主任者に報告すること。</p>
<p>(使用基準)</p>	<p>(使用基準)</p>
<p>第6条 放射線装置を使用する場合には、取扱副主任者の指示の下に、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p>	<p>第7条 放射線装置を使用する場合には、取扱副主任者の指示の下に、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p>
<p>(1) 放射線装置の使用は、所定の場所で所定の使用方法によること。</p>	<p>(1) 放射線装置の使用は、所定の場所で所定の使用方法によること。</p>
<p>(2) 作業従事者は、作業中放射線測定用具を携帯すること。</p>	<p>(2) 作業従事者は、作業中放射線測定用具を携帯すること。</p>
<p>(3) 地震及び火災等による事故が発生した場合における処置は、危険時の措置の定めにより処置すること。</p>	<p>(3) 地震及び火災等による事故が発生した場合における処置は、危険時の措置の定めにより処置すること。</p>
<p>(測定)</p>	<p>(測定)</p>
<p>第7条 放射線量率の測定は、放射線測定器を用い使用施設において、その測定に最も適した箇所について6月を超えない期間毎に測定する。</p>	<p>第8条 放射線量率の測定は、放射線測定器を用い使用施設において、その測定に最も適した箇所について6月を超えない期間毎に測定する。</p>
<p>2 作業従事者に対する被ばく線量率の測定は、放射線測定器具を用いて最も大量に被ばくするおそれのある人体部位について作業中継続して行う。</p>	<p>2 作業従事者に対する被ばく線量率の測定は、放射線測定器具を用いて最も大量に被ばくするおそれのある人体部位について作業中継続して行う。</p>

新	旧
<p>3 第1項の記録は5年間、前項の記録は当該職員 の離職後5年間、<u>総務課</u>に保存するものとする。</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第8条 取扱主任者は、作業従事者にこの規程を熟知 させ、かつ、放射線障害の発生を防止するために必 要な教育訓練を行うものとする。</p> <p>(衛生管理者の業務)</p> <p>第9条 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を分掌 する。</p> <p>(1) 作業従事者に対する所定の健康診断の実施に関 すること。</p> <p>(2) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある 者に対する保健上必要な措置及び<u>安全衛生委員会</u> への報告に関すること。</p> <p>(3) その他作業従事者の健康管理に関すること。</p> <p>(作業従事者の報告義務)</p> <p>第10条 作業従事者は、身体に放射線障害による異 常を自覚し、又は発見したときは、すみやかに取扱 主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 取扱主任者は、前項の事実を知ったときは、 直ちに衛生管理者に報告しなければならない。</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第11条 地震、火災、盗難その他の災害により放射 線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害 が発生した場合は、次の各号の定めるところにより 緊急の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 緊急の事態を発見した者は、直ちに危険発生 の状況を周囲に知らせ、避難させると共に、直ち に当該放射線装置に係る取扱副主任者及び取扱主 任者に報告すること。</p> <p>(2) 取扱主任者は、災害現場で放射線障害発生防 止に関する指示を与え、校長に報告すると共に、 消防署、警察署等関係機関に連絡すること。</p> <p>(3) 災害防止に従事する者は、取扱副主任者の指 示に従うこと。</p> <p>(4) 放射線装置を他の場所へ移動させる必要が生 じたときは、安全な場所へ移動させ、その場所の周 囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を 置く等により関係者以外の者の立入りを禁止する こと。</p>	<p>3 第1項の記録は5年間、前項の記録は当該職員 の離職後5年間、<u>庶務課</u>に保存するものとする。</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第9条 取扱主任者は、作業従事者にこの規程を熟知 させ、かつ、放射線障害の発生を防止するために必 要な教育訓練を行うものとする。</p> <p>(衛生管理者の業務)</p> <p>第10条 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を分 掌する。</p> <p>(1) 作業従事者に対する所定の健康診断の実施に関 すること。</p> <p>(2) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある 者に対する保健上必要な措置及び<u>委員会</u>への報告 に関すること。</p> <p>(3) その他作業従事者の健康管理に関すること。</p> <p>(作業従事者の報告義務)</p> <p>第11条 作業従事者は、身体に放射線障害による異 常を自覚し、又は発見したときは、すみやかに取扱 主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 取扱主任者は、前項の事実を知ったときは、 直ちに衛生管理者に報告しなければならない。</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第12条 地震、火災、盗難その他の災害により放射 線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害 が発生した場合は、次の各号の定めるところにより 緊急の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 緊急の事態を発見した者は、直ちに危険発生 の状況を周囲に知らせ、避難させると共に、直ち に当該放射線装置に係る取扱副主任者及び取扱主 任者に報告すること。</p> <p>(2) 取扱主任者は、災害現場で放射線障害発生防 止に関する指示を与え、校長に報告すると共に、 消防署、警察署等関係機関に連絡すること。</p> <p>(3) 災害防止に従事する者は、取扱副主任者の指 示に従うこと。</p> <p>(4) 放射線装置を他の場所へ移動させる必要が生 じたときは、安全な場所へ移動させ、その場所の周 囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を 置く等により関係者以外の者の立入りを禁止する こと。</p>

新	旧
<p>(5) 放射線による汚染が生じた場合には、直ちにその広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。</p> <p>(6) 放射線障害を受けたおそれのある者がある場合には、直ちに救出、避難させる等緊急の措置を講ずること。</p> <p>2 校長は、前項に規定する不測の事態が発生したときは、速やかに、その旨を津山労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(5) 放射線による汚染が生じた場合には、直ちにその広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。</p> <p>(6) 放射線障害を受けたおそれのある者がある場合には、直ちに救出、避難させる等緊急の措置を講ずること。</p> <p>2 校長は、前項に規定する不測の事態が発生したときは、速やかに、その旨を津山労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <hr style="width: 10%; margin: 10px auto;"/> <hr style="width: 80%; margin: 10px auto;"/>

津山工業高等専門学校規程第11号

津山工業高等専門学校実習工場規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校実習工場規程

津山工業高等専門学校実習工場設置規程（昭和53年規程第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校実習工場（以下「実習工場」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 実習工場は、専門学科共通の実習教育を行うことを目的とする。

（施設）

第3条 実習工場の施設は、第一実習工場及び第二実習工場とし、実習室の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第一実習工場 機械加工室，NC加工室
- (2) 第二実習工場 溶接室，木型室，溶解・鋳造室，塑性加工室

（実習工場長及び実習工場主任）

第4条 実習工場に、実習工場長（以下「工場長」という。）及び実習工場主任（以下「工場主任」という。）を置き、校長が任命する。

- 2 工場長は、実習工場における実習業務の運営について総括し、調整する。
- 3 工場長は、専門学科の教員をもって充てる。
- 4 工場長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 工場主任は、教育研究支援センターの職員をもって充てる。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、実習工場の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第12号

津山工業高等専門学校図書館規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校図書館規程の全部を改正する規程

津山工業高等専門学校図書館規程（昭和47年規程第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 図書館は、図書及びその他の資料を収集、整理、保管し、利用者に供することを目的とする。

（図書館長及び図書館長補）

第3条 図書館に図書館長及び図書館長補を置き、校長が任命する。

2 図書館長は、図書館の業務を掌理する。

3 図書館長補は、図書館長の職務を補佐し、図書館長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 図書館長の任期は、2年とし、図書館長補の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（図書館利用細則）

第4条 図書館の利用に関する細則は、別に定める。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第13号

津山工業高等専門学校総合情報センター規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校総合情報センター規程の全部を改正する規程

津山工業高等専門学校総合情報センター規程（平成8年規程第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校総合情報センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の情報処理設備及び情報ネットワークを一元的かつ効率的に運用し、本校における情報処理教育、マルチメディア教育、先端科学技術研究、学術情報サービス、高速度情報通信及び事務処理に必要な高度情報処理機能を提供し、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。
- (2) 情報ネットワークの運用と管理に関すること。
- (3) 教育用マルチメディアネットワークの運用と管理に関すること。
- (4) スペース・コラボレーション・システムの運用と管理に関すること。
- (5) 教育研究における電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- (6) 事務処理における電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- (7) 情報ネットワークを介した情報検索及び情報公開の支援に関すること。
- (8) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(部門)

第4条 センターに、部門を置く。

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長3人
- (3) センター長専門教員
- (4) センター員

(センター長、副センター長及びセンター専門教員)

第6条 センター長、副センター長及びセンター専門教員は、教員のうちから、校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐し、部門の長を兼ねる。
- 4 センター専門教員は、副センター長を兼ねることができる。
- 5 センター専門教員は、センターの業務を技術面から支援する。
- 6 センター長、副センター長及びセンター専門教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第7条 センター員は、次の各号に掲げる者をもって充て、校長が任命する。

- (1) 各専門学科及び一般科目から推薦された教員各1人
 - (2) 教育研究支援センターから推薦された技術職員1人
 - (3) 事務部各課及び室から推薦された職員各1人
 - (4) その他校長が必要と認めた教員
- 2 センター員は、センターの業務を処理する。
 - 3 センター員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(システム管理者)

第8条 センターに、システム管理者を置く。

- 2 システム管理者は、第5条に掲げる職員のうちから、校長が任命する。
- 3 システム管理者は、センターのシステムの管理及び運用を行う。
- 4 システム管理者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第14号

津山工業高等専門学校教育研究支援センター規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校教育研究支援センター規程の全部を改正する規程

津山工業高等専門学校教育研究支援センター規程（平成13年規程第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校教育研究支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、教育及び研究に対する技術支援、地域社会との連携及び技術協力並びに技術職員の能力・資質の向上を図り優れた人材を確保することを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 教育及び研究に対する技術支援の基本計画の策定に関すること。
- (2) 技術の継承及び保存並びに技術向上のための技術研修、技術発表会及び技術講演会等の企画・実施等に関すること。
- (3) 学生の実験、実習、卒業研究等の準備等及び技術指導に関すること。
- (4) 技術支援に関すること。
- (5) 技術資料の作成、保管及び提供等に関すること。
- (6) その他センターの目的達成のため必要な事項に関すること。

（技術班）

第4条 センターに、第一技術班及び第二技術班を置く。

- (1) 第一技術班は、次の業務を分掌する。
 - ア 機械工学系及び電子制御工学系に関する前条の業務
 - イ その他第一技術班の管理運営に関すること。
- (2) 第二技術班は、次の業務を分掌する。
 - ア 電気電子工学系、情報工学系及び一般科目に関する前条の業務
 - イ その他第二技術班の管理運営に関すること。

（組織）

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 技術長
 - (3) 技術班長
 - (4) 技術専門員、技術専門職員及び技術職員
- 2 センター長は、教務主事をもって充てる。
 - 3 技術長及び技術班長は、技術専門員及び技術専門職員のうちから、校長が任命する。
 - 4 技術班に、主任を置くことができる。主任は、技術専門職員のうちから、校長が任命する。

（職務）

第6条 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。

2 技術長は、上司の命を受け、各技術班の連絡調整及び統括を行い、高度の専門的な技術に基づく教育研究支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。

3 技術班長は、上司の命を受け、技術班の業務を整理し、高度の専門的な技術に基づく教育研究支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

4 主任は、上司の命を受け、技術班長を補佐し、高度の専門的な技術に基づく教育研究支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第15号

津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程の全部を改正する規程

津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程（平成15年規程第4号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育及び研究機能を地域社会に開放し、教育及び研究の発展に寄与するとともに、地域社会における産業技術の振興及び発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域産業界等からの技術相談及び技術指導に関すること。
- (2) 地域産業界等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (3) 本校の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
- (4) 学術情報の提供に関すること。
- (5) 講習会等への人材派遣に関すること。
- (6) 公開講座に関すること。
- (7) 知的財産に関すること。
- (8) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(部門)

第4条 センターに、施設、設備の管理・運営及び知的財産に関する審議を行うため、部門を置く。

2 部門に関する必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長3人
- (3) その他校長が必要と認めた職員

2 前項に掲げる職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長)

第6条 センター長及び副センター長は、教員のうちから、校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 4 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名した副センター長が、その職務を代行する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第16号

津山工業高等専門学校運営会議規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校運営会議規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の管理運営等に関する事項について審議し、校務の円滑な運営を図るため、津山工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 管理運営に関する重要事項
- (2) 経営に関する重要事項
- (3) 学生の教育・生活に関する基本的事項
- (4) 教育改善に関する事項
- (5) 研究推進に関する事項
- (6) 情報化に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 国際交流に関する事項
- (9) 施設整備に関する事項
- (10) 自己点検及び評価に関する事項
- (11) 法人評価に関する事項
- (12) 広報に関する事項
- (13) スペース・コラボレーション・システムの利用推進の基本方針に関する事項

(14) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 学科主任
- (5) 学術情報委員会委員長
- (6) 産学連携推進委員会委員長
- (7) 教育研究支援委員会委員長
- (8) 事務部長

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、校長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第5条 運営会議の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第17号

津山工業高等専門学校主事会議規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校主事会議規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の管理運営を円滑に実施するため、津山工業高等専門学校主事会議（以下「主事会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 主事会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本校の管理運営に関する重要事項
- (2) 運営会議の所掌事項のうち、事前調整を必要とする事項
- (3) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 主事会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長

- (2) 教務主事, 学生主事及び寮務主事
 - (3) 専攻科長
 - (4) 事務部長
- (招集)

第4条 校長は, 主事会議を招集し, その議長となる。ただし, 校長に事故があるときは, 教務主事はその職務を代行する。

(意見聴取)

第5条 校長が必要と認めるときは, 構成員以外の者の出席を求め, その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 主事会議に関する事務は, 総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか, 主事会議に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第18号

津山工業高等専門学校教務委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校教務委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に, 教務に関する事項を審議すること並びに人権教育の理解と実践に資することを目的として, 津山工業高等専門学校教務委員会(以下「委員」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は, 次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育計画の立案に関すること。
- (3) 入学者の選抜検査の計画及び実施に関すること。
- (4) 入学者の選抜資料の作成に関すること。
- (5) 同和教育等の人権教育に関すること。
- (6) 単位の審査及び認定に関すること。
- (7) 外国人留学生の受け入れに関すること。
- (8) 校長の諮問事項に関すること。
- (9) その他教務及び入学者選抜に関すること。

(組織)

第3条 委員会は, 次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし, 第2号の委員は, 第3号又は第4号の委員を兼ねることができる。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補
- (3) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (4) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (5) 専攻科運営委員会から推薦された教員1人

2 前項第3号又は第4号の委員に事故があるときは, 当該学科等が委任した教員が代理とし

て出席することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した教務主事補が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第19号

津山工業高等専門学校学生生活委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校学生生活委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、学生生活の支援等に関する事項を審議し、かつ福利厚生施設（売店及び食堂をいう。以下同じ。）の円滑な運用を図ることを目的として、津山工業高等専門学校学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の生活支援・指導に関すること。
- (2) 学生会・課外活動に関すること。
- (3) 学生の保健衛生に関すること。
- (4) 入学料及び授業料の免除、奨学金等に関すること。
- (5) 福利厚生施設に関すること。
- (6) 校長の諮問事項に関すること。
- (7) その他学生生活に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号の委員は、第3号又は第4号の委員を兼ねることができる。

- (1) 学生主事
- (2) 学生主事補
- (3) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (4) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人

2 前項第3号又は第4号の委員に事故があるときは、当該学科等が委任した教員が代理として出席することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した学生主事補が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連絡協議会)

第6条 福利厚生施設の運用に関し学生の意見を反映するため、必要に応じ、学生会と合同で福利厚生連絡協議会を開くことができるものとし、学生主事が議長となる。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第20号

津山工業高等専門学校寮務委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校寮務委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校寄宿舎規則（昭和38年規則第3号）第7条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 寮生の入退寮及び寮生活に関すること。
- (2) 寮生会の指導に関すること。

- (3) 寄宿料の免除に関する事。
- (4) 学寮給食に関する事。
- (5) 校長の諮問事項に関する事。
- (6) その他寄宿舎に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号の委員は第4号の委員を兼ねることができる。

- (1) 寮務主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 1年及び2年の学級担任又はそれを代表する者から各1人
- (4) 各専門学科から推薦された教員各1人

2 前項第3号の委員に事故があるときは、当該学年の学級担任が、前項第4号の委員に事故があるときは、当該学科の教員が代理として出席することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した寮務主事補が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第21号

津山工業高等専門学校学術情報委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校学術情報委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、学術情報及び情報基盤の管理、運用及び整備に関する

る事項について審議するため、津山工業高等専門学校学術情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館及び総合情報センターの管理、運用及び整備に関する重要事項
- (2) 図書館及び総合情報センターの予算に関する重要事項
- (3) 研究紀要の編集及び発行に関する重要事項
- (4) スペース・コラボレーション・システムの管理・運用に関する重要事項
- (5) その他学術情報及び情報基盤に関する重要事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 総合情報センター長
- (3) 図書館長補
- (4) 総合情報センター副センター長
- (5) 事務部長
- (6) 第5条第1項第1号に定める図書館運営小委員会から1人

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号又は第2号の委員のうちから、校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

（小委員会）

第5条 委員会に図書館及び総合情報センターの管理及び運営に関し審議するため、次の小委員会を置く。

- (1) 図書館運営小委員会
 - (2) 総合情報センター運営小委員会
- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（ワーキンググループ）

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（意見聴取）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第22号

津山工業高等専門学校外部評価点検委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校外部評価点検委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、外部評価及び点検の実施並びにその結果の公表を行うため、津山工業高等専門学校外部評価点検委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する高等専門学校機関別認証評価に関すること。
- (2) 日本技術者教育認定機構（J A B E E）評価に関すること。
- (3) 学習・教育目標に基づく教育の実施に関すること。
- (4) 教育の内容と質の保証に関すること。
- (5) 学生や社会の要望を教育プログラムへ反映すること。
- (6) その他認証評価及び教育プログラム点検に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第1号から第4号までに掲げる委員は、原則として互いに兼ねることはできない。

- (1) 専攻科の各専攻主任
- (2) 教務主事補2人
- (3) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (4) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (5) その他校長が教員のうちから必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから校長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(任期)

第5条 第3条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第23号

津山工業高等専門学校産学連携推進委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校産学連携推進委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校における産学連携活動の推進に資するため、津山工業高等専門学校産学連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関すること。
- (2) 地域連携の推進方策の企画及び立案に関すること。
- (3) 公開講座の企画及び立案に関すること。
- (4) 知的財産の帰属、管理及び運用に関すること。
- (5) 知的財産、技術経営等に関する人材育成に関すること。
- (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (5) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (6) 専攻科運営委員会から推薦された教員1人
- (7) 事務部長
- (8) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副センター長が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第4号、第5号、第6号及び第8号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席を求め、その意見を聴くことが

できる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、地域連携・広報室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第24号

津山工業高等専門学校教育研究支援委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校教育研究支援委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、教育研究支援センター（以下「センター」という。）及び実習工場の円滑な運営を図るため、津山工業高等専門学校教育研究支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの管理運営及び業務計画に関すること。
- (2) センター職員の研修計画に関すること。
- (3) 実習工場における実習内容及び実習時間割の編成に関すること。
- (4) その他センター及び実習工場に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究支援センター長
- (2) 専攻科長
- (3) 学科主任
- (4) 実習工場長
- (5) 総合情報センター長
- (6) 地域共同テクノセンター長
- (7) 学生課長
- (8) 教育研究支援センター技術長
- (9) 教育研究支援センター技術班長
- (10) 実習工場主任
- (11) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育研究支援センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第11号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第25号

津山工業高等専門学校進路支援委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校進路支援委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、学生に対する進路支援に関する事項を審議するため、津山工業高等専門学校進路支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の進路についての支援対策に関すること。
- (2) 学生の就職及び進学支援並びに就職のあっ旋に関すること。
- (3) 進路支援のため必要な調査及び資料収集に関すること。
- (4) その他進路支援全般に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各専門学科の進路支援を担当する教員各2人
- (2) 専攻科の進路支援を担当する教員2人
- (3) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (4) その他校長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員のうちから校長が、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第26号

津山工業高等専門学校福利厚生委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校福利厚生委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、基本的人権尊重の精神に則り、市民的権利と自由への侵害である地区差別、その他の差別（以下「差別」という。）を教職員の研修によって克服すること、教職員宿舍の運営及び教職員の福利厚生事業の実施を目的として、津山工業高等専門学校福利厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 差別問題の調査研究及び資料整備に関すること。
- (2) 差別克服のための教職員研修の企画に関すること及びその他必要な事項
- (3) 教職員宿舍への入居基準、入居者の選考等教職員宿舍の運営について必要な事項
- (4) 教職員のレクリエーション行事の計画及び実施に関すること。
- (5) 共済組合厚生費のうち、レクリエーション活動に関する経費の使用計画に関すること。
- (6) その他差別問題、教職員宿舍の運営及び教職員の福利厚生に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各専門学科から推薦された教員各1人
- (2) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人
- (3) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (4) 教育研究支援センターから1人
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 前項の委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員が委任した者が、代理として出席することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第27号

津山工業高等専門学校防火対策委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校防火対策委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校防火管理規程（昭和44年規程第3号）第3条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校防火対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消防隊の編成確立及び関連事項の整備に関する事項
- (2) 建物防護制度に関する事項
- (3) 巡廻制の確立に関する事項
- (4) 火災予防に関する事項
- (5) その他防火に関する事項

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 防火管理者
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者 若干名

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、校長をもって、副委員長は、事務部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第28号

津山工業高等専門学校将来構想委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校将来構想委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校の将来構想を検討するため、津山工業高等専門学校将来構想委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、本校の発展のため、教育理念・目標、教育・研究体制、組織、施設、運営等の将来計画に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 各専門学科、一般科目の文科系及び理科系から校長が指名した教員各1人

(2) その他校長が教員のうちから特に必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから校長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第29号

津山工業高等専門学校教育システム検討委員会規程を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校教育システム検討委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校における教育システムの在り方についての基本的事項を検討するため、津山工業高等専門学校教育システム検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 本校における教育の個性化、活性化、高度化に関する事項

(2) 本科及び専攻科における教育システムに関する事項

(3) その他校長の諮問した事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各専門学科，一般科目の文科系及び理科系から校長が指名した教員各1人
- (2) 専攻科運営委員会から校長が指名した教員1人
- (3) その他校長が必要と認めた者
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員のうちから校長が指名する。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は，1年とし，再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず，委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は，学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第30号

津山工業高等専門学校事務用電子計算機規程を廃止する規程を次のように定める。

平成18年3月17日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校事務用電子計算機規程を廃止する規程

第1条 津山工業高等専門学校事務用電子計算機規程（平成7年規程第10号）は，廃止する。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

- 1 制定番号 規程第31号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年3月17日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 委員会組織の再編に伴い，規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校情報セキュリティに関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条及び第2条 省略</p> <p>第3条 前条に定めるポリシーは、<u>運営会議</u>において策定、評価等に関する審議を行う。</p> <p>第4条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条及び第2条 同 左</p> <p>第3条 前条に定めるポリシーは、<u>情報化委員会</u>において策定、評価等に関する審議を行う。</p> <p>第4条 同 左</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p>

- 1 制定番号 規程第32号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校全学共同利用スペースに関する規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年3月17日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 委員会組織の再編に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校全学共同利用スペースに関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(面積規模)</p> <p>第4条 全学共同利用スペースの面積規模は、原則として新增築することとなる全体面積のうち、廊下・ホール・便所等共通使用部分を除いた面積の20%を原則とし、改修の場合は、調査結果により<u>津山工業高等専門学校運営会議</u>（以下「<u>運営会議</u>」という。）で定める。ただし、全体面積が小規模、又は特殊な用途を目的とする場合は、この限りではない。</p> <p>2 大規模改修時における全学共同利用スペースの確保及びその割合については、当該改修内容に基づき、<u>運営会議</u>の議を経て校長が定める。</p>	<p>第1条～第3条 同 左</p> <p>(面積規模)</p> <p>第4条 全学共同利用スペースの面積規模は、原則として新增築することとなる全体面積のうち、廊下・ホール・便所等共通使用部分を除いた面積の20%を原則とし、改修の場合は、調査結果により<u>津山工業高等専門学校施設設定委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）で定める。ただし、全体面積が小規模、又は特殊な用途を目的とする場合は、この限りではない。</p> <p>2 大規模改修時における全学共同利用スペースの確保及びその割合については、当該改修内容に基づき、<u>委員会</u>の議を経て校長が定める。</p>

新	旧
<p>3 前条第2項の跡地スペースを全学共同利用スペースとして確保する場合の面積規模は、当該跡地スペースが存する施設の長等と<u>運営会議</u>で協議のうえ、校長が定める。</p> <p>第5条及び第6条 省略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 前条の利用申込が提出された場合の許可にあたっては、<u>運営会議</u>の議を経て校長が決定するものとする。</p> <p>(利用期間)</p> <p>第8条 全学共同利用スペースを利用できる期間は、原則として5年を上限とする。ただし、教育研究上特に必要があると認められる場合は、<u>運営会議</u>の議を経て、3年を限度として利用期間を延長することができる。</p> <p>2 利用期間の延長を希望する場合は、新たに第6条に規定する利用の申込を行い、許可を受けるものとする。</p> <p>3 全学共同利用スペースの利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、利用の許可を得た後、利用期間を変更し、又は利用を中止しようとするときは、直ちに届け出て<u>運営会議</u>の審議・了承を経て校長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 利用者は、利用を中止するとき、又は許可された利用期間が満了したときは、全学共同利用スペースを原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。</p> <p>(利用許可の取り消し)</p> <p>第9条 <u>運営会議</u>は、利用者がこの規程及び使用許可条件に違反した場合には、校長にその旨報告する。校長は、報告を受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。</p> <p>2 <u>運営会議</u>は、前項に定めるもののほか、本校において特別の必要が生じた場合及び全学共同利用スペースの運営上特に支障がある場合は、校長にその旨報告する。校長は、報告を受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。</p>	<p>3 前条第2項の跡地スペースを全学共同利用スペースとして確保する場合の面積規模は、当該跡地スペースが存する施設の長等と<u>委員会</u>で協議のうえ、校長が定める。</p> <p>第5条及び第6条 同左</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 前条の利用申込が提出された場合の許可にあたっては、<u>委員会</u>の議を経て校長が決定するものとする。</p> <p>(利用期間)</p> <p>第8条 全学共同利用スペースを利用できる期間は、原則として5年を上限とする。ただし、教育研究上特に必要があると認められる場合は、<u>委員会</u>の議を経て、3年を限度として利用期間を延長することができる。</p> <p>2 利用期間の延長を希望する場合は、新たに第6条に規定する利用の申込を行い、許可を受けるものとする。</p> <p>3 全学共同利用スペースの利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、利用の許可を得た後、利用期間を変更し、又は利用を中止しようとするときは、直ちに届け出て<u>委員会</u>の審議・了承を経て校長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 利用者は、利用を中止するとき、又は許可された利用期間が満了したときは、全学共同利用スペースを原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。</p> <p>(利用許可の取り消し)</p> <p>第9条 <u>委員会</u>は、利用者がこの規程及び使用許可条件に違反した場合には、校長にその旨報告する。校長は、報告を受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、前項に定めるもののほか、本校において特別の必要が生じた場合及び全学共同利用スペースの運営上特に支障がある場合は、校長にその旨報告する。校長は、報告を受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を変更し、又は取り消すことができる。</p>

新	旧
<p>第10条～第12条 省略</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 全学共同利用スペースに関する事務は、<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、全学共同利用スペースの運用に関し必要な事項は、<u>運営会議</u>が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第10条～第12条 同 左</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 全学共同利用スペースに関する事務は、<u>会計課</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、全学共同利用スペースの運用に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

- 1 制定番号 規程第33号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校教育課程検討特別委員会規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年3月17日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 委員会組織の再編に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校教育課程検討特別委員会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条及び第2条 省略 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、各号の委員は、互いに兼ねることができない。 (1) 各専門学科から推薦された教員各1人 (2) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人 (3) 教務委員会から推薦された教員1人 (4) 専攻科運営委員会から推薦された教員1人 (5) <u>外部評価点検委員会</u> から推薦された教員1人 (6) その他校長が必要と認めた者 第4条～第9条 省略 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	第1条及び第2条 同 左 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、各号の委員は、互いに兼ねることができない。 (1) 各専門学科から推薦された教員各1人 (2) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1人 (3) 教務委員会から推薦された教員1人 (4) 専攻科運営委員会から推薦された教員1人 (5) <u>教育プログラム点検委員会</u> から推薦された教員1人 (6) その他校長が必要と認めた者 第4条～第9条 同 左 _____ _____

- 1 制定番号 規程第34号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校内部組織規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年3月17日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 専攻科長に校長補佐の名称を付すため。

津山工業高等専門学校内部組織規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条 省略 (副校長及び校長補佐) 第2条 学則第9条第1項に定める教務主事に副校長の名称を、 <u>学生主事</u> 、 <u>寮務主事</u> 及び <u>専攻科長</u> に校長補佐の名称を付し、使用することができる。 第3条～第11条 省略 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	第1条 同 左 (副校長及び校長補佐) 第2条 学則第9条第1項に定める教務主事に副校長の名称を、 <u>学生主事</u> 及び <u>寮務主事</u> に校長補佐の名称を付し、使用することができる。 第3条～第11条 同 左 _____ _____

津山工業高等専門学校規程第35号

津山工業高等専門学校事務組織規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月1日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校事務組織規程の全部を改正する規程

津山工業高等専門学校事務組織規程（平成16年規程第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校学則第10条に定める津山工業高等専門学校事務部の組織及び所掌事務について定めるものとする。

（事務部の課及び室）

第2条 事務部に次の2課及び1室を置く。

総務課

学生課

地域連携・広報室

（課及び室に置く係）

第3条 総務課に次の係を置く。

総務係

人事・労務係

財務係

出納係

契約係

2 学生課に次の係を置く。

教務係

学生生活係

寮務係

学術情報係

3 地域連携・広報室に次の係を置く。

地域連携・研究協力係

（事務部長）

第4条 事務部に事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受け、事務部の事務を総括する。

（課長）

第5条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を総括する。

（室長）

第6条 室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を総括する。

（課長補佐）

第7条 課に課長補佐を置く。

2 課長補佐は、上司の命を受け、高度の専門知識又は経験を必要とする事務について、課長を補佐し、その事務を処理する。

（専門職員）

第8条 課及び室に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、高度の専門知識を必要とする専門的事項を処理する。
(係長)

第9条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、系の事務を総括する。
(技術専門員)

第10条 学生課に技術専門員を置く。

2 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度な専門的技術を必要とする技術に関する職務に従事する。
(技術専門職員)

第11条 学生課に技術専門職員を置く。

2 技術専門職員は、上司の命を受け、高度な専門的技術を必要とする技術に関する職務に従事する。
(総務課)

第12条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務の総合調整に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 自己点検及び法人評価に関すること。
- (4) 外部評価に関すること。
- (5) 認証評価に関すること。
- (6) 儀式及び会議に関すること。
- (7) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (8) 中期目標、中期計画及び年度計画の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (9) 将来構想に関すること。
- (10) 法人文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (11) 公印の管守に関すること。
- (12) 教職員の任免、給与、服務、懲戒、労働時間・休暇、研修等に関すること。
- (13) 教職員の栄典及び表彰に関すること。
- (14) 教職員の安全衛生、災害補償及び福利厚生に関すること。
- (15) 教職員の労働保険及び社会保険に関すること。
- (16) 共済組合に関すること。
- (17) 退職者の退職手当に関すること。
- (18) 都道府県民税・市町村民税の特別徴収及び所得税の源泉徴収に関すること。
- (19) 教職員の財形貯蓄に関すること。
- (20) 人事記録に関すること。
- (21) 会計事務の監査に関すること。
- (22) 予算の編成及び管理に関すること。
- (23) 不動産の管理及び処分に関すること。
- (24) 土地、建物の借入に関すること。
- (25) 宿舍に関すること。
- (26) 債権の管理に関すること。
- (27) 収入・支出に関すること。
- (28) 計算証明に関すること。
- (29) 現金、預金、貯金及びその他有価証券に関すること。
- (30) 科学研究費補助金等の外部資金の経理に関すること。
- (31) 物品及び役務の契約に関すること。

- (32) 施設・設備の計画，整備及び維持保全に関すること。
- (33) 学校環境の整備に関すること。
- (34) 校内警備に関すること。
- (35) その他他の課及び室の所掌に属しない事務を処理すること。

(学生課)

第13条 学生課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。
- (2) 学生の修学指導に関すること。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (4) 学生の試験に関すること。
- (5) 学生の学籍に関すること。
- (6) 進級及び卒業の認定に関すること。
- (7) 外国人留学生の受入及び修学指導に関すること。
- (8) 学生の実習に関すること。
- (9) 学外実習及び長期インターンシップに関すること。
- (10) 学生生活に関すること。
- (11) 学生及び学生団体の指導監督に関すること。
- (12) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (13) 学生の課外教育に関すること。
- (14) 学生の厚生施設の管理運営に関すること。
- (15) 学生の保健管理及び安全保持に関すること。
- (16) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (17) 授業料の減免，徴収猶予及び奨学資金に関すること。
- (18) 学生の進路に関すること。
- (19) 卒業生に関すること。
- (20) 学生の旅客運賃割引証等所掌事務の証明に関すること。
- (21) 寄宿舎及び寄宿舎食堂の管理運営に関すること。
- (22) 学生の入退寮に関すること。
- (23) 寮生の給食管理及び保健衛生に関すること。
- (24) 寮生の寮生活に関すること。
- (25) 寄宿舎の宿日直に関すること。
- (26) 寄宿料の減免及び徴収猶予に関すること。
- (27) 学生の国際交流に関すること。
- (28) 図書館資料の受入並びに整理及び保存等に関すること。
- (29) 図書館資料の閲覧，貸出等利用に関すること。
- (30) 検索指導，読書相談等に関すること。
- (31) 閲覧室及び書庫の整備に関すること。
- (32) 研究紀要に関すること。
- (33) 事務の情報化に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (34) 情報公開に関すること。
- (35) 個人情報保護に関すること。(36) 実習工場に関すること。
- (37) その他教務，学生生活，寮務及び学術情報に関すること。

(地域連携・広報室)

第14条 地域連携・広報室においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 地域連携に関すること。

- (2) 産学官の連携事業に関する事。
- (3) 公開講座に関する事。
- (4) 知的財産権に関する事。
- (5) 科学研究費補助金及びその他の外部資金に関する事。
- (6) 内地研究員及び在外研究員に関する事。
- (7) 広報に関する事。
- (8) その他地域連携，研究協力及び広報に関する事。

(雑則)

第15条 この規程に関し必要な細則については，別に定める。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

- 1 制 定 番 号 規程第36号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校教員会議規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制 定 者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改 正 理 由 事務部の2課1室体制移行に伴い，規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校教員会議規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第5条 省 略</p> <p>第6条 教員会議の事務は，<u>総務課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 同 左</p> <p>第6条 教員会議の事務は，<u>庶務課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p>

- 1 制定番号 規程第37号
 2 規程の名称 津山工業高等専門学校専攻科運営規程の一部を改正する規程
 3 制定年月日 平成18年4月1日
 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校専攻科運営規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条～第4条 省略 (組織) 第5条 委員会は、次の各号に掲げるもので構成し、 校長が任命する。 (1) 専攻科長 (2) 専攻主任 (3) 各学科から推薦された教員各1名 (4) 一般科目から推薦された教員1名 (5) <u>総務課長</u> 及び学生課長 第6条～第10条 省略 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	第1条～第4条 同 左 (組織) 第5条 委員会は、次の各号に掲げるもので構成し、 校長が任命する。 (1) 専攻科長 (2) 専攻主任 (3) 各学科から推薦された教員各1名 (4) 一般科目から推薦された教員1名 (5) <u>庶務課長</u> 及び学生課長 第6条～第10条 同 左 _____ _____

- 1 制定番号 規程第38号
 2 規程の名称 津山工業高等専門学校有識者懇話会規程の一部を改正する規程
 3 制定年月日 平成18年4月1日
 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校有識者懇話会規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条～第6条 省略 第7条 懇話会に関する事務は、 <u>総務課</u> において処理する。 第8条 省略 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	第1条～第6条 同 左 第7条 懇話会に関する事務は、 <u>庶務課</u> において処理する。 第8条 省略 _____ _____

- 1 制定番号 規程第39号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校放射線障害防止管理規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校放射線障害防止管理規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 放射線量率の測定は、放射線測定器を用い使用施設において、その測定に最も適した箇所について6月を超えない期間毎に測定する。</p> <p>2 作業従事者に対する被ばく線量率の測定は、放射線測定器具を用いて最も大量に被ばくするおそれのある人体部位について作業中継続して行う。</p> <p>3 第1項の記錠は5年間、前項の記録は当該職員の離職後5年間、<u>総務課</u>に保存するものとする。</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条 同 左</p> <p>第8条 放射線量率の測定は、放射線測定器を用い使用施設において、その測定に最も適した箇所について6月を超えない期間毎に測定する。</p> <p>2 作業従事者に対する被ばく線量率の測定は、放射線測定器具を用いて最も大量に被ばくするおそれのある人体部位について作業中継続して行う。</p> <p>3 第1項の記錠は5年間、前項の記録は当該職員の離職後5年間、<u>庶務課</u>に保存するものとする。</p> <p>第9条～第12条 同 左</p> <hr style="width: 10%; margin: 10px auto;"/> <hr style="width: 80%; margin: 10px auto;"/>

- 1 制定番号 規程第40号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校公開講座規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校公開講座規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>第9条 公開講座の事務は、<u>地域連携・広報室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第8条 同 左</p> <p>第9条 公開講座の事務は、<u>庶務課</u>において処理する。</p> <hr style="width: 10%; margin: 10px auto;"/> <hr style="width: 80%; margin: 10px auto;"/>

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 制 定 番 号 | 規程第44号 |
| 2 | 規程の名称 | 津山工業高等専門学校不動産管理事務取扱規程の一部を改正する規程 |
| 3 | 制定年月日 | 平成18年4月1日 |
| 4 | 制 定 者 | 津山工業高等専門学校長 阿部武治 |
| 5 | 改 正 理 由 | 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。 |

津山工業高等専門学校不動産管理事務取扱規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 省 略 (災害時の通報)</p> <p>第8条 教職員及び学生は、火災・盗難その他災害を発見したときは、直ちに事務部長又は<u>総務課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>第9条 省 略 (使用の手続)</p> <p>第10条 前条の規定により当該不動産を使用したい者は、不動産使用許可申請書(様式第2号)を使用予定日の14日前までに、<u>総務課</u>を経て不動産管理役に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 不動産管理役は、前項の申請書を適当と認め所定の手続きを完了したときは、不動産使用許可書(様式第3号)を使用者に交付するものとする。ただし、不動産の一時(1か月未満)使用を許可する場合は、不動産一時使用許可書(様式第4号)を交付する。</p> <p>第11条～第14条 省 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条 同 左 (災害時の通報)</p> <p>第8条 教職員及び学生は、火災・盗難その他災害を発見したときは、直ちに事務部長又は<u>会計課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>第9条 同 左 (使用の手続)</p> <p>第10条 前条の規定により当該不動産を使用したい者は、不動産使用許可申請書(様式第2号)を使用予定日の14日前までに、<u>会計課</u>を経て不動産管理役に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 不動産管理役は、前項の申請書を適当と認め所定の手続きを完了したときは、不動産使用許可書(様式第3号)を使用者に交付するものとする。ただし、不動産の一時(1か月未満)使用を許可する場合は、不動産一時使用許可書(様式第4号)を交付する。</p> <p>第11条～第14条 同 左</p>

- 1 制定番号 規程第45号
 2 規程の名称 津山工業高等専門学校会計機関の補助者の指定に関する規程の一部を改正する規程
 3 制定年月日 平成18年4月1日
 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校会計機関の補助者の指定に関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧																
<p>本則省略</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">契約担当役補助者及び補助事務の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助者とする 職位</th> <th style="text-align: center;">事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総務課長</u></td> <td> ア 契約担当役印の保管及び押印 イ 予定価格調書案の作成 ウ 業者の選定案の作成 エ 入札の執行 オ 給付完了の確認、検査及び検査調書の作成（契約金額が200万円を超える場合） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>契約係長</u> <u>総務課専門職員</u></td> <td> 各係の所掌する事項にかかる次に掲げる事務 ア 市場価格調査及び予定価格算出の基礎となる資料の作成 イ 見積書及び請書の徴取 ウ 契約決議書案及び関係書類の作成並びに発注書案の作成及び発注連絡 エ 契約履行の監督指示 オ 給付の完了の確認及び検査（契約金額が200万円を超えない場合） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学術情報係長</td> <td> 物品（図書及びその他の刊行物）供給及び文献複写に関する事項で、 <u>契約係長</u>及び<u>総務課専門職員</u>欄のオからオまでに掲げる事務 </td> </tr> </tbody> </table>	補助者とする 職位	事務の範囲	<u>総務課長</u>	ア 契約担当役印の保管及び押印 イ 予定価格調書案の作成 ウ 業者の選定案の作成 エ 入札の執行 オ 給付完了の確認、検査及び検査調書の作成（契約金額が200万円を超える場合）	<u>契約係長</u> <u>総務課専門職員</u>	各係の所掌する事項にかかる次に掲げる事務 ア 市場価格調査及び予定価格算出の基礎となる資料の作成 イ 見積書及び請書の徴取 ウ 契約決議書案及び関係書類の作成並びに発注書案の作成及び発注連絡 エ 契約履行の監督指示 オ 給付の完了の確認及び検査（契約金額が200万円を超えない場合）	学術情報係長	物品（図書及びその他の刊行物）供給及び文献複写に関する事項で、 <u>契約係長</u> 及び <u>総務課専門職員</u> 欄のオからオまでに掲げる事務	<p>本則同左</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">契約担当役補助者及び補助事務の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助者とする 職位</th> <th style="text-align: center;">事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>会計課長</u></td> <td> ア 契約担当役印の保管及び押印 イ 予定価格調書案の作成 ウ 業者の選定案の作成 エ 入札の執行 オ 給付完了の確認、検査及び検査調書の作成（契約金額が200万円を超える場合） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>用度係長</u> <u>施設係長</u></td> <td> 各係の所掌する事項にかかる次に掲げる事務 ア 市場価格調査及び予定価格算出の基礎となる資料の作成 イ 見積書及び請書の徴取 ウ 契約決議書案及び関係書類の作成並びに発注書案の作成及び発注連絡 エ 契約履行の監督指示 オ 給付の完了の確認及び検査（契約金額が200万円を超えない場合） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学術情報係長</td> <td> 物品（図書及びその他の刊行物）供給及び文献複写に関する事項で、 <u>用度係長</u>及び<u>施設係長</u>欄のオからオまでに掲げる事務 </td> </tr> </tbody> </table>	補助者とする 職位	事務の範囲	<u>会計課長</u>	ア 契約担当役印の保管及び押印 イ 予定価格調書案の作成 ウ 業者の選定案の作成 エ 入札の執行 オ 給付完了の確認、検査及び検査調書の作成（契約金額が200万円を超える場合）	<u>用度係長</u> <u>施設係長</u>	各係の所掌する事項にかかる次に掲げる事務 ア 市場価格調査及び予定価格算出の基礎となる資料の作成 イ 見積書及び請書の徴取 ウ 契約決議書案及び関係書類の作成並びに発注書案の作成及び発注連絡 エ 契約履行の監督指示 オ 給付の完了の確認及び検査（契約金額が200万円を超えない場合）	学術情報係長	物品（図書及びその他の刊行物）供給及び文献複写に関する事項で、 <u>用度係長</u> 及び <u>施設係長</u> 欄のオからオまでに掲げる事務
補助者とする 職位	事務の範囲																
<u>総務課長</u>	ア 契約担当役印の保管及び押印 イ 予定価格調書案の作成 ウ 業者の選定案の作成 エ 入札の執行 オ 給付完了の確認、検査及び検査調書の作成（契約金額が200万円を超える場合）																
<u>契約係長</u> <u>総務課専門職員</u>	各係の所掌する事項にかかる次に掲げる事務 ア 市場価格調査及び予定価格算出の基礎となる資料の作成 イ 見積書及び請書の徴取 ウ 契約決議書案及び関係書類の作成並びに発注書案の作成及び発注連絡 エ 契約履行の監督指示 オ 給付の完了の確認及び検査（契約金額が200万円を超えない場合）																
学術情報係長	物品（図書及びその他の刊行物）供給及び文献複写に関する事項で、 <u>契約係長</u> 及び <u>総務課専門職員</u> 欄のオからオまでに掲げる事務																
補助者とする 職位	事務の範囲																
<u>会計課長</u>	ア 契約担当役印の保管及び押印 イ 予定価格調書案の作成 ウ 業者の選定案の作成 エ 入札の執行 オ 給付完了の確認、検査及び検査調書の作成（契約金額が200万円を超える場合）																
<u>用度係長</u> <u>施設係長</u>	各係の所掌する事項にかかる次に掲げる事務 ア 市場価格調査及び予定価格算出の基礎となる資料の作成 イ 見積書及び請書の徴取 ウ 契約決議書案及び関係書類の作成並びに発注書案の作成及び発注連絡 エ 契約履行の監督指示 オ 給付の完了の確認及び検査（契約金額が200万円を超えない場合）																
学術情報係長	物品（図書及びその他の刊行物）供給及び文献複写に関する事項で、 <u>用度係長</u> 及び <u>施設係長</u> 欄のオからオまでに掲げる事務																

新		旧	
別表第2（第2条関係） 出納命令役補助者及び補助事務の範囲		別表第2（第2条関係） 出納命令役補助者及び補助事務の範囲	
補助者とする 職 位	事 務 の 範 囲	補助者とする 職 位	事 務 の 範 囲
<u>財 務 係 長</u>	ア 出納命令役の出張及び休暇等による不在時における出納命令役印の保管及び捺印	<u>総 務 係 長</u>	ア 出納命令役の出張及び休暇等による不在時における出納命令役印の保管及び捺印
出 納 係 長	ア 現金、預金、貯金及びその他有価証券の保管 イ 出納係の所掌する事項にかかる請求書の受理並びに支出関係書類の作成	出 納 係 長	ア 現金、預金、貯金及びその他有価証券の保管 イ 出納係の所掌する事項にかかる請求書の受理並びに支出関係書類の作成
<u>契 約 係 長</u> <u>総務課専門職員</u> 学 術 情 報 係 長	ア 各係の所掌する事項にかかる請求書の受理並びに支出関係書類の作成	<u>用 度 係 長</u> <u>施 設 係 長</u> 学 術 情 報 係 長	ア 各係の所掌する事項にかかる請求書の受理並びに支出関係書類の作成

- 1 制定番号 規程第46号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校出納員の任命等に関する規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校出納員の任命等に関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条～第2条 省略 (命免)	第1条～第2条 同左 (命免)
第3条 本校における出納員の命免は、指定する職にある者が事務の範囲を確認のうえ、別紙様式第1号の命免簿に押印することにより行うものとする。	第3条 本校における出納員の命免は、指定する職にある者が事務の範囲を確認のうえ、別紙様式第1号の命免簿に押印することにより行うものとする。
2 前項の命免簿は、 <u>総務課長</u> が保管するものとする。	2 前項の命免簿は、 <u>会計課長</u> が保管するものとする。
<u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	

- 1 制定番号 規程第47号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校会計監査規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校会計監査規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条 省略 (監査員等)</p> <p>第3条 監査員は、<u>総務課長</u>とする。</p> <p>2 監査補助員は、<u>総務課財務係長</u>とし、監査員を補助するものとする。</p> <p>第4条～第14条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条 同 左 (監査員等)</p> <p>第3条 監査員は、<u>会計課長</u>とする。</p> <p>2 監査補助員は、<u>会計課総務係長</u>とし、監査員を補助するものとする。</p> <p>第4条～第14条 同 左</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p>

- 1 制定番号 規程第48号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校体育館使用規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校体育館使用規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 体育館を使用する者（正課を除く。）は、事前に学生課<u>学生生活係</u>に願い出て許可を受けるものとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 体育館の鍵は、<u>学生課学生生活係</u>にて保管する。</p> <p>第7条 体育館の施設又は器具をき損した場合は、ただちに学生課<u>学生生活係</u>に届け出るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 同 左</p> <p>第4条 体育館を使用する者（正課を除く。）は、事前に学生課<u>学生係</u>に願い出て許可を受けるものとする。</p> <p>第5条 同 左</p> <p>第6条 体育館の鍵は、<u>学生係</u>にて保管する。</p> <p>第7条 体育館の施設又は器具をき損した場合は、ただちに学生課<u>学生係</u>に届け出るものとする。</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p>

- 1 制定番号 規程第49号
 2 規程の名称 津山工業高等専門学校武道館使用規程の一部を改正する規程
 3 制定年月日 平成18年4月1日
 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校武道館使用規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条～第3条 省略 第4条 武道館を使用する者（正課を除く。）は、事前に学生課 <u>学生生活係</u> に願い出て許可を受けるものとする。 第5条 省略 第6条 武道館の鍵は、 <u>学生課学生生活係</u> にて保管する。 第7条 武道館の施設又は器具をき損した場合は、ただちに学生課 <u>学生生活係</u> に届け出るものとする。 附 則 <u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u>	第1条～第3条 同 左 第4条 武道館を使用する者（正課を除く。）は、事前に学生課 <u>学生係</u> に願い出て許可を受けるものとする。 第5条 同 左 第6条 武道館の鍵は、 <u>学生係</u> にて保管する。 第7条 武道館の施設又は器具をき損した場合は、ただちに学生課 <u>学生係</u> に届け出るものとする。 _____ _____

- 1 制定番号 規程第50号
 2 規程の名称 津山工業高等専門学校水泳プール使用規程の一部を改正する規程
 3 制定年月日 平成18年4月1日
 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校水泳プール使用規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条 省略 第2条 プールは、学生課_____がこれを管理する。 第3条 省略 第4条 プールの使用を希望する者（正課又は課外活動を除く。）は、事前に学生課 <u>学生生活係</u> に願い出て、その許可を受けなければならない。 第5条～第7条 省略 第8条 プール使用者は、次の事項を守らなければならない。 (1) 使用前は、必ずシャワーで身体を洗い、準備運動を行うこと。	第1条～第3条 同 左 第2条 プールは、学生課 <u>学生係</u> が_____管理する。 第3条 同 左 第4条 プールの使用を希望する者（正課又は課外活動を除く。）は、事前に学生課 <u>学生係</u> に願い出て、その許可を受けなければならない。 第5条～第7条 同 左 第8条 プール使用者は、次の事項を守らなければならない。 (1) 使用前は、必ずシャワーで身体を洗い、準備運動を行うこと。

新	旧
<p>(2) 水着は、本校指定の水泳用のものを使用すること。</p> <p>(3) プール内での「たん」、「つば」等は、オーバーフローに吐くこと。</p> <p>(4) プール内での事故が起きた場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、体育教員、指導教員又は学生課<u>学生生活係</u>に報告し、その指示に従うこと。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 水着は、本校指定の水泳用のものを使用すること。</p> <p>(3) プール内での「たん」、「つば」等は、オーバーフローに吐くこと。</p> <p>(4) プール内での事故が起きた場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、体育教員、指導教員又は学生課<u>学生係</u>に報告し、その指示に従うこと。</p> <hr style="width: 10%; margin: 10px auto;"/> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/>

津山工業高等専門学校規程第51号

津山工業高等専門学校環境委員会規程を次のように定める。

平成18年4月1日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校環境委員会規程

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、環境に配慮した取組に関する事項を審議するため、津山工業高等専門学校環境委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境方針に関すること。
- (2) 環境目的・目標に関すること。
- (3) 環境目的・目標・プログラムの達成状況の確認とその是正に関すること。
- (4) 監視、測定の実施に関すること。
- (5) その他環境に配慮した取組に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生主事
- (2) 事務部長
- (3) 総務課長及び学生課長
- (4) その他校長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(任期)

第5条 第3条第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

津山工業高等専門学校規程第52号

津山工業高等専門学校ものづくり工房規程を次のように定める。

平成18年5月30日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校ものづくり工房規程

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の各種ものづくり活動を支援するため、津山工業高等専門学校ものづくり工房（以下「ものづくり工房」という。）を置く。

(使用の範囲)

第2条 ものづくり工房は、本校学生が、課外活動等において、指導教員の指導のもと、ロボコン、ソーラーカー等各種ものづくりに使用する場合に使用することができる。

(使用手続)

第3条 ものづくり工房の使用を希望する者は、許可願（津山工業高等専門学校学生準則様式第12号）を、使用開始日の10日前までに学生課学生生活係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消し、又は使用期間・時間帯若しくは使用人員の変更をしようとするときは、速やかに学生課学生生活係に届け出るものとする。

(使用可能期間・時間帯)

第4条 ものづくり工房の使用可能期間・時間帯は、次のとおりとする。(1) 使用期間は、最長6ヶ月をもって限度とする。なお、使用期間終了後も引き続き使用したい場合は、再度、前条第1項に定める手続により、校長の許可を得るものとする。

(2) 使用時間帯は、原則として、放課後から午後8時までの間とする。なお、特別に校長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(管理)

第5条 ものづくり工房は、学生課が管理する。

(使用上の注意)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用許可を受けた目的以外には、使用しないこと。

(2) 施設、設備及び備品の取扱いには十分注意するとともに、使用期間中は定期的に整理整頓及び清掃を行い、常に清潔な状態を保つこと。

(3) 火気の使用は、原則として認めない。ただし、ものづくり作業の工程において、やむを得ず火気を使用する場合は、指導教員の許可を得て、これを行うことができるものとする。

(使用許可の取消し)

第7条 ものづくり工房の使用に当たって、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用許可の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 前条に掲げる事項に違反したとき。
- (3) 許可願に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) その他管理上支障があると認めたとき。

(弁償責任)

第8条 使用者が、故意又は過失により、施設、設備又は備品を損傷した場合は、その実費を弁償するものとする。

(雑則)

第9条 その他ものづくり工房について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 制定番号 | 規則第1号 |
| 2 | 規程の名称 | 津山工業高等専門学校図書館利用細則の一部を改正する細則 |
| 3 | 制定年月日 | 平成18年2月28日 |
| 4 | 制定者 | 津山工業高等専門学校長 阿部武治 |
| 5 | 改正理由 | 開館時間、貸出冊数等利用者サービスに関する規定の整備を図るため。 |

津山工業高等専門学校図書館利用細則の一部改正新旧対照表

新	旧
第1章 総則	第1章 総則
第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）図書館規程第4条の規定に基づき、この細則を定める。	第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）図書館規程第5条の規定に基づき、この細則を定める。
第2条 省 略	第2条 同 左
第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。 ただし、必要があるときは変更することができる。	第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。 ただし、必要があるときは変更することができる。
(1) 月曜日から金曜日 8時30分から21時まで <u>ただし、春季、夏季、冬季の各休業期間中及び学年末試験終了後から学年末休業の間は、8時30分から17時までとする。</u>	(1) 月曜日から金曜日 8時30分から21時まで <u>ただし、春季、夏季、冬季及び学年末の各休業期間中は、8時30分から17時までとする。</u>
(2) 土曜日 <u>13時から17時まで</u> <u>ただし、春季、夏季、冬季の各休業期間中及び学年末試験終了後から学年末休業の間は、閉館する。</u>	(2) 土曜日 <u>12時30分から16時30分まで</u> <u>ただし、春季、夏季、冬季及び学年末の各休業期間中は閉館する。</u>
(3) <u>定期試験の直前と試験期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日</u> 13時から21時まで	(3) <u>定期試験、中間試験の直前と試験期間中の日曜日及び国民の祝日</u> 13時から21時まで
第4条～第10条 省 略	第4条～第10条 同 左

新	旧
<p>第11条 学生及び一般の利用者へ貸出できる冊数は<u>5冊</u>までとし、期間は2週間以内とする。ただし、卒業研究に必要な図書館備付図書で、指導教員の許可を得た場合には、別に5冊まで1か月間貸出することができる。</p> <p>第12条～第20条 省略</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p><u>第21条</u> 教職員が教育・研究上必要あるときに学外機関から文献の複写を取り寄せたい場合は、<u>所定の手続きにより申し込むものとする。</u></p> <p><u>第22条</u> 教職員が教育・研究上必要あるときに学外機関から文献を借用したい場合は、<u>所定の手続きにより申し込むものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 規律</p> <p><u>第23条</u> 図書館を利用する者は、この図書館利用細則を守らなければならない。</p> <p><u>第24条</u> 前条の規定に違反したときは、図書館の利用を禁止又は停止することがある。</p> <p style="text-align: center;">第7章 図書館の公開</p> <p><u>第25条</u> 社会の進展に寄与するため、図書館利用の促進に努めるものとする。</p> <p>2 前項の運用については、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p><u>第26条</u> 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第11条 学生及び一般の利用者へ貸出できる冊数は<u>3冊</u>までとし、期間は2週間以内とする。ただし、卒業研究に必要な図書館備付図書で、指導教員の許可を得た場合には、別に5冊まで1か月間貸出することができる。</p> <p>第12条～第20条 同 左</p> <p><u>第21条</u> <u>パソコン室の利用を希望する場合は、所定の手続きを経て利用することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>パソコン室の利用時間については、図書館の開館時間に準ずるものとする。</u></p> <p><u>第22条</u> 教職員が教育・研究上必要あるときに学外機関から文献の複写を取り寄せたい場合は、<u>所定の申込書により申し込むことができる。</u></p> <p><u>第23条</u> 教職員が教育・研究上必要あるときに学外機関から文献を借用したい場合は、<u>所定の申込書により申し込むことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 規律</p> <p><u>第24条</u> 図書館を利用する者は、この図書館利用細則を守らなければならない。</p> <p><u>第25条</u> 前条の規定に違反したときは、図書館の利用を禁止又は停止することがある。</p> <p style="text-align: center;">第7章 図書館の公開</p> <p><u>第26条</u> 社会の進展に寄与するため、図書館利用の促進に努めるものとする。</p> <p>2 前項の運用については、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p><u>第27条</u> 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。</p>

津山工業高等専門学校規則第2号

津山工業高等専門学校国際交流委員会企画専門委員会内規等を廃止する規則を次のように定める。

平成18年2月28日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

◎津山工業高等専門学校国際交流委員会企画専門委員会内規等を廃止する規則

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 津山工業高等専門学校国際交流委員会企画専門委員会内規（平成16年規則第1号）
- (2) 津山工業高等専門学校法人評価専門委員会内規（平成16年規則第12号）
- (3) 津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用細則（平成16年規則第2号）

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 1 制定番号 規則第3号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校学生準則の一部を改正する準則
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部武治
- 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、諸規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校学生準則の一部改正新旧対照表

新	旧																																																																																						
<p style="text-align: center;">本 則 省 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この準則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p>別記様式第1号 省 略</p> <p>別記様式第1号の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">学 科</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">入 学 年</td> <td></td> </tr> </table> <p>出納役</p> <p style="text-align: center;">津山工業高等専門学校</p> <p style="text-align: center;"><u>総務課長</u> 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">連帯保証人</td> <td style="text-align: center;">現住所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">生年月</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">生</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">学生との続柄</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">連絡先</td> </tr> </table> <p>下記の者に対する在学中の授業料等の金銭については、本人と連帯してその債務を履行いたします。</p> <p>なお、連帯保証人の変更及び転居等の場合は速やかにお届けいたします。 以上のことを確約するために本書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">学 生</td> <td style="text-align: center;">入学後の住所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">保護者氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">生</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1 連帯保証人は、保護者又はなるべく岡山県に居住する独立の生計を営む成年者で身元確実であり、かつ、弁済能力を有するものとする。 2 この保証書は、入学の手続きの際、必ず提出すること。</p> <p>別記様式第2号～別記様式第11号 省 略</p> <p>別記様式第12号 (省 略)</p>		学 科			入 学 年		連帯保証人	現住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地				氏 名	印	生年月	年 月 日	生	学生との続柄					連絡先					学 生	入学後の住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地				保護者氏名					氏 名	印	生年月日	年 月 日	生	<p style="text-align: center;">本 則 省 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この準則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p>別記様式第1号 省 略</p> <p>別記様式第1号の2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">学 科</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">入 学 年</td> <td></td> </tr> </table> <p>出納役</p> <p style="text-align: center;">津山工業高等専門学校</p> <p style="text-align: center;"><u>会計課長</u> 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">連帯保証人</td> <td style="text-align: center;">現住所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">生年月</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">生</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">学生との続柄</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">連絡先</td> </tr> </table> <p>下記の者に対する在学中の授業料等の金銭については、本人と連帯してその債務を履行いたします。</p> <p>なお、連帯保証人の変更及び転居等の場合は速やかにお届けいたします。 以上のことを確約するために本書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">学 生</td> <td style="text-align: center;">入学後の住所</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">保護者氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">生</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1 連帯保証人は、保護者又はなるべく岡山県に居住する独立の生計を営む成年者で身元確実であり、かつ、弁済能力を有するものとする。 2 この保証書は、入学の手続きの際、必ず提出すること。</p> <p>別記様式第2号～別記様式第11号 省 略</p> <p>別記様式第12号 (同 左)</p>		学 科			入 学 年		連帯保証人	現住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地				氏 名	印	生年月	年 月 日	生	学生との続柄					連絡先					学 生	入学後の住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地				保護者氏名					氏 名	印	生年月日	年 月 日	生
	学 科																																																																																						
	入 学 年																																																																																						
連帯保証人	現住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地																																																																																					
	氏 名	印	生年月	年 月 日	生																																																																																		
	学生との続柄																																																																																						
	連絡先																																																																																						
学 生	入学後の住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地																																																																																					
	保護者氏名																																																																																						
	氏 名	印	生年月日	年 月 日	生																																																																																		
	学 科																																																																																						
	入 学 年																																																																																						
連帯保証人	現住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地																																																																																					
	氏 名	印	生年月	年 月 日	生																																																																																		
	学生との続柄																																																																																						
	連絡先																																																																																						
学 生	入学後の住所	〒 府 郡 町 電 話 県 市 村 番 地																																																																																					
	保護者氏名																																																																																						
	氏 名	印	生年月日	年 月 日	生																																																																																		

新	旧
裏面 (省略) (注) 提出書類の確認順序 1 学外の場合 指導教員→学生主事補→ <u>学生生活係</u> 2 学内の場合 指導教員→体育教員→学生主事補 → <u>学生生活係</u> (体育局) 指導教員→学生主事補→ <u>学生生活係</u> (文化局) 3 参加者は、書き込んだもののコピーでも可	裏面 (省略) (注) 提出書類の確認順序 1 学外の場合 指導教員→学生主事補→ <u>学生係</u> 2 学内の場合 指導教員→体育教員→学生主事補 → <u>学生係</u> (体育局) 指導教員→学生主事補→ <u>学生係</u> (文化局) 3 参加者は、書き込んだもののコピーでも可

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 制定番号 | 規則第4号 |
| 2 規程の名称 | 津山工業高等専門学校研修施設使用内規の一部を改正する内規 |
| 3 制定年月日 | 平成18年4月1日 |
| 4 制定者 | 津山工業高等専門学校長 阿部武治 |
| 5 改正理由 | 事務部の2課1室体制移行に伴い、諸規程の整備を図るため。 |

津山工業高等専門学校研修施設使用内規の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条～第5条 省略 (使用手続) 第6条 本校学生で研修施設を使用したい者は、合宿の場合は合宿許可願(別紙様式)を、合宿以外の場合は許可願(津山工業高等専門学校学生準則様式第12号)を、使用開始日の10日前までに学生課 <u>学生生活係</u> に提出し、校長の許可を受けなければならない。 2 第3条第1項第2号に該当し、施設の使用許可を受けようとする者は、不動産使用許可申請書を使用予定日の20日前までに、学生課 <u>学生生活係</u> に提出し、校長の許可を受けなければならない。この場合、本校教職員が代理に使用許可申請書を提出することができる。 3 使用の許可を受けた者が、その使用を取消し、又は使用期間若しくは人員の変更をしようとするときは、速やかに学生課 <u>学生生活係</u> に届け出るものとする。 4 使用を許可された者で、使用料等を納付しなければならない者は、別に定める使用料等を期限までに <u>総務課</u> に納付しなければならない。 第7条～第11条 省略 <u>附 則</u> <u>この内規は、平成18年4月1日から施行する。</u>	第1条～第5条 同 左 (使用手続) 第6条 本校学生で研修施設を使用したい者は、合宿の場合は合宿許可願(別紙様式)を、合宿以外の場合は許可願(津山工業高等専門学校学生準則様式第12号)を、使用開始日の10日前までに学生課 <u>学生係</u> に提出し、校長の許可を受けなければならない。 2 第3条第1項第2号に該当し、施設の使用許可を受けようとする者は、不動産使用許可申請書を使用予定日の20日前までに、学生課 <u>学生係</u> に提出し、校長の許可を受けなければならない。この場合、本校教職員が代理に使用許可申請書を提出することができる。 3 使用の許可を受けた者が、その使用を取消し、又は使用期間若しくは人員の変更をしようとするときは、速やかに学生課 <u>学生係</u> に届け出るものとする。 4 使用を許可された者で、使用料等を納付しなければならない者は、別に定める使用料等を期限までに <u>会計課</u> に納付しなければならない。 第7条～第11条 同 左
別紙様式 省略	別紙様式 同 左

人事異動

個人情報を含むため公開せず。

主要日誌

- 4月3日 学術情報委員会
4日 教員会議，臨時運営会議，主事会議，教務委員会，学生生活委員会，寮務委員会
10日 入学式，後援会総会，入寮式，北辰寮後援会定期総会，新入寮生と寮上級生との対面式
11日 産学連携推進委員会，教育課程検討特別委員会，新入生歓迎会
12日 健康診断
15日 リーダー研修会
17日 外部評価点検委員会，健康診断
18日 教務委員会，学生生活委員会，進学手続説明会，寮務委員会，新入寮生歓迎スポーツ大会，
19日 専攻科運営委員会，新入寮生避難訓練，
20日 健康診断
21日 健康診断
22日 指導寮生研修会
24日 健康診断，寮生リサイクル研修会
25日 運営会議
26日 健康診断
27日 健康診断，寮生総会，寮生会役員認証式
28日 教育課程検討特別委員会，健康診断
- 5月2日 学生総会
9日 教員会議
10日 入試委員会，フレッシュマンミーティング
12日 専攻科運営委員会，健康診断
13～14日 美作地区高校総体，中国地区高専執行長会議
15日 安全衛生委員会
16日 教育課程検討特別委員会，交通安全講習会，寮務委員会
17日 学術情報委員会，春季校内スポーツ大会
18日 健康診断
19日 外部評価点検委員会，健康診断
20日 北辰寮後援会・寮生会・寮務委員会の懇談会，暁祭
23日 教務委員会，学生生活委員会，健康診断，交通安全講習会
24日 A E D（自動体外式除細動器）操作説明会
25日 主事会議
26日 平成19年度専攻科推薦入学者選抜試験，専攻科拡大運営委員会，教育課程検討特別委員会
27日 和歌山高専学視察
30日 運営会議，主事会議，名誉教授称号記授与式，交通安全講習会
31日 健康診断

- 6月1日～2日 昭和38年度校校長会議
- 2日 健康診断
- 3～4日 岡山県高校総体
- 6日 教員会議，環境委員会，交通安全講習会
- 9日 専攻科運営委員会
- 12日 産学連携推進委員会
- 13日 主事会議，教育課程検討特別委員会
- 14日 普通救命講習 I
- 15日 平成19年度専攻科前期学力入学者選抜試験，専攻科拡大運営委員会
- 16日 外部評価点検委員会，健康診断
- 19日 寮生バスケットボール大会
- 20日 寮務委員会，教務委員会，学生生活委員会，交通安全講習会
- 23日 教育課程検討特別委員会
- 27日 運営会議，交通安全講習会，救急処置の実技講習会
- 7月4日 中国地区高専体育大会壮行会，校内外清掃，寮一斉清掃
- 7日～9日 第42回中国地区高専体育大会
- 11日 教員会議，交通安全講習会，1年寮生カウンセリング
- 13日 教育課程検討特別委員会
- 18日 技術者倫理講演会，教務委員会，寮務委員会
- 19日 教育課程検討特別委員会
- 20日 夏季メカトロニクス技術研修会
- 24日 専攻科運営委員会，学生生活委員会
- 26日 主事会議
- 27日 臨時運営会議，安全衛生委員会
- 28日 全国高専体育大会壮行会
- 31日 外部評価点検委員会

諸 報

○就業規則等の改正

独立行政法人国立高等専門学校機構規則(下記)が平成18年4月に一部改正された。

- 教職員就業規則（規則第6号）
- 教職員給与規則（規則第8号）
- 教職員労働時間，休暇等に関する規則（規則第9号）
- 非常勤教職員就業規則（規則第11号）
- 非常勤教職員給与規則（規則第13号）
- 非常勤教職員労働時間，休暇等に関する規則（規則第14号）
- 外国人教師就業規則（規則第16号）
- 教職員退職手当規則（規則第17号）
- 教職員の育児休業等に関する規則（規則第19号）
- 教職員の介護休業等に関する規則（規則第20号）
- 教職員再雇用規則（規則第24号）
- 教職員懲戒規則（規則第30号）

改正の概要（抜粋）は下記のとおり。

- ① 教職員就業規則（規則第 6 号）
- 1) 職務専念義務免除期間に教員のうち、博士号取得のために、大学等の研究機関で研究論文指導等を受けることを申し出て、理事長が承認した期間が追加された。 【第34条第 1 項の七】
 - 2) 懲戒の種類に諭旨解雇が追加された。 【第46条第 1 項の四】
- ② 教職員給与規則（規則第 8 号）
- 1) 平成18年 4 月 1 日付けで本給（職務の級及び号給）の切替を実施した。 【附則 第 5 条及び第 6 条】
 - 2) 55歳を超える教職員の昇給停止が廃止されるとともに、昇給の時期が毎年 1 月 1 日となり、勤務成績に応じた号給数によることとなった。 【第18条第 2 項，第18条第 3 項，第19条】
 - 3) 都市手当の代わりに地域手当が新設された。 【第25条】
- ③ 教職員労働時間、休暇等に関する規則（規則第 9 号）
- 1) 小学校修学前の子の養育等を行う教職員について、時間外労働等の短縮を請求する手続きについて規定された。 【第 7 条第 2 項、第 7 条第 3 項】
 - 2) 1 ヶ月単位の変形労働時間制が規定された。 【第14条】
- ④ 非常勤教職員就業規則（規則第 1 1 号）
- 1) 懲戒の種類に諭旨解雇が追加された。 【第33条第 1 項の四】
- ⑤ 非常勤教職員労働時間、休暇等に関する規則（規則第 1 4 号）
- 1) 小学校修学前の子の養育等を行う非常勤教職員が申し出た場合における、時間外労働等の上限が明記された。 【第 8 条第 2 項】
 - 2) 有給休暇に夏季休暇が追加され、忌引きと併せて日日雇用職員及び雇用期間を 6 月以上有しかつ週 5 日間 3 0 時間勤務の時間雇用教職員が取得できるようになった。 【第15条第 1 項の五，第15条第 1 項の六】
- ⑥ 教職員退職手当規則（規則第 1 7 号）
- 1) 役職等による調整を加える等退職手当額の算出方法についての改正があった。 【第 8 条の 4】

○名誉教授称号授与

次のとおり名誉教授の称号が授与された。

授与年月日 平成18年 4 月 1 日
被授与者 高 本 洋 祐

○平成 1 8 年度入学式

平成 1 8 年度入学式が次のとおり挙行された。

編入学生

日 時 平成 1 8 年 4 月 7 日（金） 9 時～
場 所 特別会議室
編入学者 機 械 工 学 科 1 名
電 気 電 子 工 学 科 1 名

電子制御工学科 1名
 情報工学科 1名
 合計 4名

留学生

日時 平成18年4月7日(金) 9時～
 場所 特別会議室
 編入学者 機械工学科(マレーシア) 1名
 電気電子工学科(マレーシア) 2名
 合計 3名

専攻科

日時 平成18年4月10日(月) 9時～
 場所 会議室
 編入学者 機械・制御システム工学専攻 13名
 編入学者 電子・情報システム工学専攻 15名
 合計 28名

本科

日時 平成18年4月10日(月) 10時～
 場所 第2体育館
 入学者 機械工学科 40名
 電気電子工学科 42名
 電子制御工学科 43名
 情報工学科 41名
 合計 166名

○平成18年度公開講座

平成18年度公開講座は10講座を予定している。

1) 岡山県生涯学習大学「大学院コース」

岡山県主催の生涯学習大学「大学院コース」のひとつを津山高専で実施する。

◇講座名 デジカメの活用

日時 7月15, 16, 8月5, 6, 16, 23
 定員 20名
 対象者 市民一般(高校生以上)
 受講料 2,000円

2) 津山市教育委員会との共催事業

講座名	期間	対象	募集人員
ミニ・ラクビー教室	H18年4月～H19年3月 月2回 土曜日	小・中学生	30
作ろう・飛ばそうモデルロケット	7月26～28日 (3回)	小・中学生	15
サッカーロボットを作ろう	7月27～29日 (3回)	小・中学生	20
レスキューロボット・ミニ	7月26～28日 (3回)	小・中学生	20

講座名	期 間	対 象	募 集 人 員
ミニ・バトミントン 教室	6月（3回）, 12月 （3回）	小・中学生	20
これからの理科・工 学教育のあり方	5月, 10月 土曜日 9:30~12:30	市民一般（制限 無し）	50
身近な物理	12月16, 23, 1月13, 20日 土曜日 10:00~12:00	市民一般（高校 生以上）	20
万葉集で遊ぼう	9月9日~10月28 日 13:00~15:00	市民一般（高校 生以上）	20
イタリア都市を めぐるー中世歴 史散歩ー	10月21~29日 土曜日 10:00~12:00	市民一般（高校 生以上）	20

○平成18年度科学研究費補助金

- 1 職 名 専門学科共通科目・教授
氏 名 佐々井 祐二
研究種目 基盤研究C
補助金額 1,300,000円（継続・2年次・[最終年度]）
研究課題名 インターネット天文台と計算機シミュレーションの科学教育への応用
- 2 職 名 電子制御工学科・助教授
氏 名 野村 健作
研究種目 基盤研究C
補助金額 1,000,000円（継続・2年次 [最終年度]）
研究課題名 ゴムを用いた電磁アクチュエータに関する研究
- 3 職 名 一般科目・教授
氏 名 大田 肇
研究種目 基盤研究C
補助金額 1,000,000円（継続・2年次）
研究課題名 イギリス軍事法における1990年代後半以降の「司法化」の進展と今後の展開

○受託研究

- 1 研究題目 接合面・摺動面の表面制御による高性能難削材加工機械の研究開発
研究委託者 財団法人ちゅうごく産業創造センター
研究担当者 機械工学科 教授 小西 大二郎
経 費 243,600円
研究期間 平成18年6月5日~平成19年2月28日
- 2 研究題目 歩行訓練ロボット
研究委託者 財団法人科学技術振興機構
研究担当者 情報工学科 教授 大西 輝尚
経 費 3,000,000円
研究期間 平成18年6月6日~平成19年1月31日

- 3 研究題目 鋳さい強化耐熱複合材の試作，及びその熱機械特性の取得
 研究委託者 財団法人岡山県産業振興財団
 研究担当者 電子制御工学科 助教授 奥山 圭一
 経 費 4, 848, 459円
 研究期間 平成18年6月7日～平成19年2月28日
- 4 研究題目 部屋空間における生活支援のための視線コミュニケーションに関する研究
 研究委託者 財団法人岡山県産業振興財団
 研究担当者 情報工学科 助教授 藪木 登
 経 費 3, 256, 430円
 研究期間 平成18年6月12日～平成19年2月28日

○共同研究

- 1 研究題目 蛍光ランプ寿命予測技術に関する研究
 共同研究員 松下電工株式会社 照明開発センター 神田 隆司
 本校担当者 電気電子工学科 教授 植月 唯夫
 経 費 750, 000円
 研究期間 平成18年7月3日～平成19年3月31日
- 2 研究題目 対向噴流型平面伸張粘度測定技術の開発
 共同研究員 国立大学法人長岡技術科学大学 機械系助教授 高橋 勉
 本校担当者 機械工学科 助手 加藤 学
 経 費 400, 000円
 研究期間 平成18年7月3日～平成19年3月31日
- 3 研究題目 活性炭を用いたえEDLCの試作と実証試験
 共同研究員 株式会社アイテック・ツリタニ技術開発課長 由城 弘和
 本校担当者 電気電子工学科 教授 下西 二郎
 経 費 300, 000円
 研究期間 平成18年7月5日～平成19年3月31日

○寄附金

寄 附 者 津山高専北辰寮後援会長
 寄附の目的 学生用図書購入助成
 寄附年月日 平成18年5月9日
 寄 附 金 額 1, 500, 000円

寄 附 者 ハリソン東芝ライティング株式会社
 寄附の目的 植月唯夫の研究助成
 寄附年月日 平成18年5月15日
 寄 附 金 額 800, 000円

寄 附 者 津山高専北辰寮後援会長
 寄附の目的 北辰寮教育活動助成
 寄附年月日 平成18年5月31日
 寄 附 金 額 100, 000円

寄附者 つやま新産業開発推進機構
寄附の目的 津山高専における研究の奨励
寄附年月日 平成18年6月2日
寄附金額 150,000円

寄附者 津山圏域工業会
寄附の目的 津山高専における研究の奨励
寄附年月日 平成18年6月2日
寄附金額 100,000円

寄附者 津山高専技術交流プラザ
寄附の目的 津山高専における研究の奨励
寄附年月日 平成18年6月2日
寄附金額 300,000円

寄附者 (財) マツダ財団
寄附の目的 鳥家 秀昭の研究助成
寄附年月日 平成18年6月6日
寄附金額 100,000円

寄附者 (財) マツダ財団
寄附の目的 加藤 学の研究助成
寄附年月日 平成18年6月6日
寄附金額 100,000円

寄附者 (財) 八雲環境科学財団
寄附の目的 曾利 仁の研究助成
寄附年月日 平成18年6月23日
寄附金額 440,000円

寄附者 (財) ウェスコ学術振興財団
寄附の目的 鳥家 秀昭の研究助成
寄附年月日 平成18年7月18日
寄附金額 400,000円

○人間ドックの実施

文部科学省共済組合津山工業高等専門学校支部では、平成18年度保健経理指定事業として次のとおり人間ドックを実施します。

対 象 : 満年齢35歳以上(平成18年4月1日現在)の組合員及び組合員の被扶養者である配偶者
場 所 : (財)江原積善会 ESクリニック
実施期間 : 平成18年6月～12月

○平成18年度リーダー研修

4月15日(土)、本校合併教室及び研修施設を利用し学生57名の参加のもと開催された。これは、学生の指導的立場にある学生会役員と各運動部・文化部の代表者が一堂に会し、本研修を通じてリーダーとしての意識の高揚、各部間の理解と融和を図ることを目的とし毎年開催している。

○新入寮生避難訓練

4月19日(水)、北辰寮では、入寮後早期に、緊急時の迅速な避難をさせるため、新入寮生の避難訓練を実施した。

1年生及び編入生・留学生の76名の新入寮生は、第4寮2階・3階の窓から緩降器(オリロー)を使用して1人ずつ順番に1階までの降下訓練を行った。

○指導寮生研修会

4月22日(土)、寮生活会役員及び寮務委員が、寮生活の問題点を検討することにより、学寮の健全な運営を図り、寮生相互の理解を深めるための研修会を実施した。

研修会では、寮祭・寮の食事・紙のリサイクル・勉強時間等について熱心に討議を行った。

○リサイクル研修会(寮生)

4月24日(月)19時30分から寮食堂において、正しいゴミの分別、リサイクル資源についての研修会を実施した。

新入寮生を対象に、講師の津山市環境生活部環境事業課 ごみゼロ推進係長から、「リサイクルからゴミ減量へ」と題しての講演及びビデオ紹介があり、活発な質疑応答がなされた。

○第53回美作地区高等学校総合体育大会

5月13日(土)・14日(日)の2日間にわたり開催された第53回美作地区高等学校総合体育大会に、本校から男子11種目、女子1種目に参加した。成績(3位以上)は次のとおりであった。

男子の部	ソフトテニス	第1位
	水泳	第1位
	ラグビー	第2位
	ハンドボール	第3位
	剣道	第3位

○平成18年度中国地区高等専門学校執行長会議

5月13日(土)・14日(日)の2日間、中国地区8高専から学生会執行部35名が参加し、津山スポーツロッジ弥生荘を会場として、各校の学生会の諸問題・高専祭での活動状況等を協議した。

○米国ペンシルベニア・カレッジ・オブ・テクノロジー来校

6名の研修生が5月16日から21日までの日程で訪れた。平成16年に続き2年ぶりに来校し、本校教職員の家庭にホームステイし各家庭での交流、春季スポーツ大会・授業・茶道・和紙作り・温泉体験等で交流を行った。

○モンゴル国ウブルハンガイ県知事による本校視察

平成18年5月19日、モンゴル国ウブルハンガイ県知事エルデンビリクト氏が、かねてから同

県との国際交流を行ってきた岡山県勝田郡勝央町への表敬訪問の一環として、本校を視察に訪れた。視察には県知事夫妻のほか、在大阪モンゴル国名誉領事である佐藤紀子氏が同行し、地域共同テクノセンターに設置されている電子顕微鏡及びモーションキャプチャーの説明など、興味深く聴き入っていた様子であった。また、本校の寮生であるモンゴル国からの留学生アマル君が通訳を行ったこともあり、視察は終始友好的な雰囲気で行われた。

○北辰寮後援会・寮生会・寮務委員会の懇談会

5月20日（土）、北辰寮後援会役員・寮生会役員・寮務委員が、寮の在り方について率直に話し合い、相互の理解を深めるとともに、有意義で豊かな寮生活を送るための施策につなげようとの趣旨で懇談会を実施した。

寮生会からの活動報告に続き、後援会及び寮生会からそれぞれの要望や意見交換があり、活発で和気あいあいの懇談が行われた。

○学生募集（専攻科推薦入試）

5月26日（金）本校において、平成19年度専攻科推薦入学者選抜試験を実施し、選抜の結果、5月31日次のとおり合格者を発表した。

（志願・合格状況は次のとおり）

志願者数10名

（機械・制御システム工学専攻3名、電子情報システム工学専攻7名）

合格者数9名

（機械・制御システム工学専攻3名、電子情報システム工学専攻6名）

○学寮視察（和歌山高専）

5月28日（日）和歌山高専の学寮視察を行った。寮務主事・寮生会長及び次期寮生会幹部が参加した。

寮生活の活動の在り方、自習時間の確保、下級生の指導等について活発に情報を交換した。

○昭和38年度校校長会議

平成18年6月1日・2日、本校において昭和38年度校校長会議を開催した。

同会議には昭和38年度に設立された12高専の校長が出席し、人件費5%削減問題と改正高年齢者雇用安定法への対応等について活発な意見交換を行うとともに、地域共同テクノセンターの視察を行い、また情報交換会では各校長間の親睦を深めることができた。

○第1回FD研修会

6月13日（火）15時30分から、合併教室において、本年度第1回FD研修会（テーマ：津山高専志願者数の確保の方策について）を開催した。

阿部校長の『津山高専の現状と課題』に始まり、本校において急務となっている志願者数の確保に係る事例として、『津山高専における学生募集の現状』（福田教務主事）・『電気電子工学科の取り組み』（伊藤電気電子工学科主任）及び『1年生アンケートの分析結果』（藪木教務主事補）の3題について現状並びに今後の課題・方針等についての報告があった。その質疑応答を踏まえ、入学志願者数確保に向けて全校挙げて取り組んでいくことの重要性を改めて認識することができ、意義深い研修会であった。

○学生募集（専攻科前期学力入試）

6月15日（木）本校において、平成19年度専攻科前期学力入学者選抜試験を実施し、選抜の結果、6月20日次のとおり合格者を発表した。

(志願・合格状況は次のとおり)

志願者数 13名

(機械・制御システム工学専攻6名, 電子情報システム工学専攻7名)

合格者数 13名

(機械・制御システム工学専攻6名, 電子情報システム工学専攻7名)

○奈良高専寮生の本校北辰寮訪問

6月25日に留学生を含む22名の寮生と教職員3名が視察に訪れ, 本校側から30名の寮生と4名の教職員が対応し, 寮の見学や意見交換を行い交流を行った。

○救急処置実技講習会

6月27日(火)第2体育館において, 怪我, 急病における救急処置の実技講習及び新たに設置されたAED(自動体外式除細動機)の操作方法を1年生及び新入の留学生・編入生・寮生会外を対象に実施した。

講師には, 津山圏域消防組合の救急救命士を迎え, 不測の事態の対処方法をみにつけるためにダミー人形相手の人工呼吸や心臓マッサージ・AEDの使用実技等, 全員熱心に体験した。

○第42回中国地区高等専門学校体育大会

7月7日(金)から9日(日)の3日間にわたり, 本校を主幹校に松江高専及び宇部高専を協力校として, 第42回中国地区高等専門学校体育大会が開催され, 本校学生は参加各競技に奮闘し優秀な成績を収め, 各種目の上位入賞者が8月1日から12日まで近畿地区で開催される第41回全国高等専門学校体育大会に出場することとなった。大会結果は次のとおり(3位以上を記載, ○印は全国大会出場)

団体の部

- | | |
|-----|--------------|
| 優 勝 | ○剣道 |
| | ○テニス |
| | ○バドミントン |
| 第2位 | バスケットボール(男子) |
| 第3位 | ハンドボール |
| | 硬式野球 |

個人の部

◇陸上競技

- | | |
|-----|--------------|
| 優 勝 | ○安藤正樹(やり投) |
| 第2位 | ○土井智也(1500m) |
| | ○浅田雅彦(走高跳) |
| 第3位 | ○安藤正樹(砲丸投) |

◇剣道

- | | |
|-----|-------|
| 優 勝 | ○井上昌樹 |
| 第3位 | ○茅平智也 |

◇水泳

- | | |
|-----|---------------|
| 第2位 | ○宇野陽介(200m背泳) |
| 第2位 | ○菅原智史(100m平泳) |

◇ソフトテニス

第3位 ○松崎晃大・丸本雄基

◇テニス（ダブルス）

第2位 ○岩佐尚幸・福田大祐

第3位 井口勇人・青山亮太

◇同（シングルス）

第3位 井口勇人

◇バドミントン（ダブルス）

優勝 ○前田克史・平松卓己

第2位 ○小池佳央・井上和哉

◇同（シングルス）

優勝 ○前田克史

第2位 ○森本竜治

○モンゴル国への視察・調査

平成18年7月7日から同14日までの8日間、福田教務主事、下西専攻科長及びモンゴル国からの留学生アマル君が、モンゴル国ウブスハンガイ県等を訪問し、視察・調査を行った。これは、5月19日に本校を訪れた同県知事の要望に応えたもので、同県との交流協定締結のため訪問予定のあった岡山県勝田郡勝央町派遣団に同行する形で派遣することとなったものである。

派遣教員等は現地の小学校や大学、食品工場等の視察等を行い、同県立科学技術大学では教職員に日本の教育制度や津山高専の紹介を行うとともに、同大学長との会談で交流についての打合せを行った。さらに、モンゴル建国800周年・同県創立75周年記念会議、記念ナーダム祭開会式や祝賀会への参加など、歓待を受けた。また遊牧民のゲルでの宿泊体験等、モンゴルの大自然に大変感銘を受けたとのことであった。

モンゴル国では技術の振興に力を入れており、津山高専の技術支援が非常に期待されているところから、今後も交流を進展させていく予定である。

○技術者倫理講演会

7月18日（火）13時15分から、合併教室において技術者倫理講演会を開催した。講師は、本年度より本校電子制御工学科助教授として着任された奥山圭一助教授で、『技術者の責任と可能性』－JABEEとPE（Professional Engineer：技術士）というテーマで、技術者としての姿勢は、“自利利他”・“ロジックである”ことを中心に講演があった。会場では、本科5年生・専攻科生・教職員等役200名が熱心に聴講した。

○夏季メカトロニクス技術研修会

平成18年7月20日、本校において、平成18年度夏季メカトロニクス技術研修会が開催された。これは、岡山県工業高等学校機械系のメカトロニクス教育指導教員を対象に研修を行い、技術の向上をはかり、その指導方法の改善に資することを目的として、岡山県高等学校工業教育協会機械系部会と津山高専の共催という形で実施されたもので、当日は岡山県下11の工業系高等学校から、23名の参加があった。

研修内容は「ペットボトルを利用した空気圧装置の利用法とロボコンへの取り組み」と題し、ペットボトルを用いたロボット製作について、電子制御工学科の里吉教授による実演を交えての説明と、同学科の大西助手の講習を行った。また、昨年全国優勝した高専ロボコンメンバー

によるロボット実演とビデオの紹介があった。終了後、三次元造形システムなど校内見学も行い、参加者からは非常に参考になったとの感想をいただいている。

○科学研究費補助金説明会

7月25日（火）科学研究費補助金の申請等について理解を深めるために、教職員を対象とした「科学研究費補助金説明会」を開催した。当日は講師として、科研費審査委員会委員経験者でもある国立大学法人岡山大学研究推進・産学官連携機構 研究推進本部長 阪田 祐作氏を招き、「科学研究費補助金獲得への道」と題して、科研費採択のためのノウハウ、審査ポイントとなる詳細な説明があり、研究計画調書を作成するうえで、大変役立つものとなった。

発 行 津山工業高等専門学校 発行年月日 平成18年10月5日
